

法科大学院の現状と課題

江 澤 和 雄

- ① わが国における初めての大学教育による法曹養成として注目された法科大学院は、司法試験合格率の低下や司法試験予備試験受験者の増加などで志願者数・入学者数が大きく減少し、募集停止も相次いでいる。また、司法修習期間の短縮により、法科大学院に期待された実務教育への不安も指摘され、弁護士増加による社会への法的サービスの充実や、職域拡大による様々な分野での弁護士の活用も想定どおりには進んでいない。
- ② 法科大学院が抱える主な問題には、大学法学部との関係、専門職大学院としてのあり方及び法科大学院の教員の養成も含めた法学研究者養成など、これまで棚上げにされてきたものもあり、司法制度改革とともに大学教育・高等教育改革の視点からも十分な議論・検討が求められている。
- ③ その一方で、理論と実務の架橋を目指した法科大学院教育では、米国のロースクールの取組み等も参考にしながら、研究者教員と実務家教員の連携により、法学教育の内容・方法の改善や、新しい社会が求める法曹養成の取組みが続けられている。
- ④ わが国の法科大学院が参考とした米国のロースクールでは、法曹養成のための法学教育のあり方がたえず追求される一方で、高額な学費のために経済的弱者の法曹への門戸が閉ざされ、多様な法曹志望者の受け入れを困難にしている状況もあり、大量に育成された法曹が社会の法的ニーズに応えきれていない現状も指摘されている。また、わが国の制度の問題点も踏まえて設計された韓国の法学専門大学院でも、実務教育や教員養成等の問題を抱え、弁護士試験予備試験の導入が議論される一方で、弁護士の就職難が課題となるなど、新たな法曹養成制度のあり方をめぐる模索は続いている。
- ⑤ 法曹養成の国際的な潮流として、学術環境下での法学教育と実務経験を通じた研さんが求められているとするならば、わが国の法科大学院においても、それらの点を踏まえ、従来の法学教育が担ってきた社会的役割にも留意しながら、新たな社会のニーズに応え得る法曹養成に取り組む必要があるだろう。
- ⑥ 同時に、国際的な視野にも留意し、わが国の社会が必要とする法曹像を展望し、法科大学院、司法試験及び司法修習のあり方について、幅広い議論を深めるとともに、多様な人材が学ぶことのできる法科大学院で育った法曹有資格者が、社会において新たな役割を果たしていけるよう、条件整備も含めた検討が必要とされよう。

法科大学院の現状と課題

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 議会官庁資料調査室 江澤 和雄

目 次

はじめに

I 司法制度改革と法科大学院

- 1 法科大学院設立の経緯
- 2 法科大学院の現状
- 3 法科大学院の意義と成果

II 法科大学院制度が抱える問題とその改善策

- 1 法科大学院制度の問題点と改善策
- 2 法科大学院制度と司法試験・予備試験
- 3 大学法学部と法科大学院
- 4 法科大学院制度と司法修習
- 5 新しい時代の法曹の養成
- 6 法学研究者の育成

III 法科大学院に求められる法学教育

- 1 法科大学院における法学教育の特徴
- 2 新たな法学教育の内容と方法

IV 米国及び韓国の法曹養成教育

- 1 米国のロースクール
- 2 韓国の法学専門大学院

V 課題への取組みの視点

おわりに

はじめに

「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべき法曹⁽¹⁾の養成を目指した法科大学院⁽²⁾が発足して10年余が経過し、この間、制度をめぐる改善策や見直しの議論が繰り返し行われてきた。様々な方向性の妥協により実現をみた制度であるため、当初から想定された問題に加え、制度運営の中で明らかになった問題も少なくなく、議論は制度の維持・発展から廃止を含む見直しまで幅広い範囲に及んでいる。

司法制度改革の柱の一つとしての法科大学院による法曹養成は、大学教育による法曹の養成として画期的なものと評価される一方で、制度運営において、司法試験の合格率や法科大学院の入学者数が低迷し、また当初期待された弁護士職域拡大等も進まない状況がある中で、法科大学院が新たな法曹養成のための教育を行っているのかといった疑問も呈示されている。同時に、法科大学院制度は、法学部との関係など組織をめぐる問題から、研究者教員の養成、さらには教員と実務家との連携のあり方や教育カリキュラムの編成をめぐる問題まで、改めて検討を迫る事項も多く抱えている。

法科大学院をめぐる問題は、今後のわが国の

法曹養成だけにとどまらず、司法制度改革の行方や司法を支える法学教育の営み及びこれらの背後にある国民の法意識にも関わるものとして軽視できない。本稿では、こうした視点を踏まえ、法科大学院をめぐる主要な問題を主な論者の見解等から整理し、法科大学院を取り巻く現状を把握する。そのうえで、制度の運営のあり方や見直しを視野に入れ、法科大学院における法学教育の取組みのあり方と高等教育における専門職業人育成という法科大学院の役割の課題を探ることとしたい。

I 司法制度改革と法科大学院

1 法科大学院設立の経緯

平成11年7月に内閣に設置された司法制度改革審議会は、平成13年6月に「司法制度改革審議会意見書」(以下、「審議会意見書」という。)を公表し、この中で、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度を提起した。これを受け、平成13年11月に「司法制度改革推進法」(平成13年法律第119号)が成立し、同年12月には、内閣に「司法制度改革推進本部」が設置された。政府は、平成14年3月19日、「司法制度改革推進計画」を閣議決定し、最高裁判所や日本弁護士連合会(以下、「日弁連」という。)⁽³⁾もこれ

(1) 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」(平成13年6月12日) 首相官邸 HP <<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>> なお、本稿におけるインターネット情報は、2014年6月1日現在のものである。

(2) 専門職大学院としての法科大学院は、各大学の大学院の法学研究科や法務研究科として置かれているが、本稿では広く使われている例に従い、所属教員の肩書を含め、各大学名に法科大学院を付した名称とした。

(3) 最高裁判所「司法制度改革推進計画要綱—着実な改革推進のためのプログラム—」(平成14年3月20日) 裁判所 HP <http://www.courts.go.jp/about/kaikaku_keikaku/kaikaku_gaiyou/index.html>; 日本弁護士連合会「日本弁護士連合会司法制度改革推進計画—さらに身近で信頼される弁護士をめざして—」(平成14年3月19日) 首相官邸 HP <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/keikaku/bengosikai.html>> なお、日弁連は、平成12年12月から「法科大学院センター」を設置し、新しい法曹養成制度の改善に向けた取組み、法科大学院の実務家教員への支援、新司法試験のあり方の検討、法科大学院生に対する経済的支援策の検討等を行っている。「法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度の充実・発展に向けた取組(法科大学院センター)」日本弁護士連合会 HP <http://www.nichibenren.or.jp/activity/training/law_schools.html> 由岐和広弁護士は、「日弁連が法科大学院構想に傾斜していった理由」として、①大学改革の議論における専門職大学院構想の提起、②法曹の国際化のための大学教育と連携した法学専門教育の必要性、③司法研修所における訴訟教育だけで今後の国際化に対応できる弁護士を養成できるかという弁護士側の問題認識、などを挙げている。由岐和広「今、法科大学院は何を求められているか—法曹の質と法科大学院教育—」『明治学院大学法科大学院ローレビュー』No.17, 2012.12, pp.42-43.

に呼応した。そして、「審議会意見書」の提案実現に向けた細部の制度設計のため、司法制度改革推進本部事務局の下に「法曹養成検討会」（田中成明・京都大学教授（当時）座長）、文部科学省（以下、「文科省」という。）中央教育審議会大学分科会の下に「法科大学院部会」（佐藤幸治・京都大学教授（当時）部会長）がそれぞれ設置された⁽⁴⁾。平成14年、15年には、法科大学院関連4法⁽⁵⁾が成立し、平成16年4月から、法科大学院が開校した⁽⁶⁾。

青山善充・明治大学法科大学院教授は、法科大学院がつくられた背景を、次のようにとらえている⁽⁷⁾。すなわち、「法曹人口がもともと国際比較から見ても極端に少なかった日本では、今後、法化社会の進展、事後救済型社会への移行、地球規模でのボーダレス化等によって、社会のあらゆる面で法曹に対する需要が増大することが予想される」ことから、「これに対応するためには、法曹の質を維持しつつ、その数の大幅な増大を図ることが緊急の課題」となる。しかし、従来の司法試験では、「難関さの故に、優秀な学生の司法離れを起し、法曹に必要な資質・能力とは別に、限られた試験科目について受験技術を磨き上げた受験生の合格が目立つようになった」ため、司法試験の枠組みを変えないで合格者数を増やすのでは質の良い法曹を増やすことにはならない。他方、大学の法学部教

育⁽⁸⁾で質の良い法曹を育成するための模索を続けてきたが、成功していない。その原因は、「卒業後公務員や民間企業に就職することになる圧倒的多数の学生に焦点を当てて行う教育と、ごく少数の法曹という高度な専門職を目的とする者に対する実定法科目中心の高度な教育との間には、大きなギャップがあり」、それ故、法曹を目指す学生の間には、「『ダブルスクール』や『教室離れ』といわれる現象を招き、これが法学部教育全体に悪影響をもたらすことにもなった」。こうした状況の中で、司法に期待された役割を十全に果たすためには、「法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度を新たに整備し」、「法曹養成に特化した実践的教育を行うプロフェッショナル・スクールとしての法科大学院を作ることが必要不可欠である」と考えられた。

一方、後藤昭・青山学院大学法科大学院教授は、法科大学院の誕生を、大学院で高度専門職業人を養成しようとする文科省の政策と司法改革の、二つの流れが合流することによるものであるととらえる⁽⁹⁾。また、宮澤節生・青山学院大学法科大学院教授は、政策形成過程初期に、大きく分けて二つの法科大学院構想があったとし、「法学部から明確に独立した法科大学院を提唱する根本的改革論と、法学部と連続する法科大学院を提唱する現状維持的改革論」を挙げ

(4) 青山善充「司法制度改革審議会意見書からみた法科大学院の現実と課題」『ロースクール研究』No.17, 2011.5, pp.65-76.

(5) 「学校教育法の一部を改正する法律」（平成14年法律第118号）、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」（平成14年法律第139号）、「司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律」（平成14年法律第138号）、「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」（平成15年法律第40号）

(6) 法科大学院発足時の問題点等をまとめたものとして、以下の論考がある。落美都里「法科大学院の発足—残された問題点と課題—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』444号, 2004.3.16, pp.1-10. <<https://chosa.ndl.go.jp/WIN/lib/doc/0000038609A001.pdf?inline=true>>

(7) 青山善充「法科大学院の発足と法学教育の方法」明治大学法科大学院『暁の鐘ふたたび』（明治大学法科大学院開設記念論文集）2005, pp.28-29. <<http://www.meiji.ac.jp/laws/outline/ronsyu.pdf>>

(8) 青山教授は、「従来の法学部教育をすべて否定しているわけではない」とし、「日本の法学部は、日本社会のあらゆる方面に有為な人材を輩出してきた」と述べたうえで、「法曹養成という視点から見た場合には、従来の法学部教育は、いかにも中途半端であった」という。同上, p.30.

(9) 後藤昭「専門的職業と大学1 法科大学院」広田照幸ほか『教育する大学—何が求められているのか—』（シリーズ大学 5）岩波書店, 2013, p.88.

ている⁽¹⁰⁾。

さらに、法科大学院による法曹養成の問題点を、わが国の大学学部ないし大学院における専門職業人養成の特徴の観点から考察した天野郁夫・東京大学名誉教授は、米国をモデルに制度化された戦後のわが国の大学院は、研究者養成と専門職業人養成が分化せず、大学院は研究者養成のためのものとみなされ、それは専門職業人養成が専ら学部段階で行われてきたことと関わっており、「法曹養成にいたっては、学部段階の法学教育すら司法試験受験の資格要件とされてこなかった」とし、米国と違って「大学院での専門職業教育は、まったく未発達の分野だったのである」とする⁽¹¹⁾。そのうえで、「それが変わり始めたのは1999年に大学院の設置基準が改定され、『専門大学院』の名称で『高度専門職業人の養成に特化した大学院修士課程』の設置が認められてから」であり、当初は経営管理や公衆衛生など限られた領域で設置されたが、法科大学院構想により専門職業人養成のためのプロフェッショナル・スクールが出現することになり、「大学院制度全体が大きな衝撃を受け、制度改革に向けて動き出した」ととらえる⁽¹²⁾。したがって、法科大学院構想は、「大学院制度全体をどうするかという検討の中で議論されてきたのではない。司法制度改革のなかで、まったく新しい形態の法科大学院を設置することがまず決まり、その影響が大学や大学院制度全般に及ぼうとしているのであり、改革全体の整合性が検討されてきたわけではない。今後のすり合わせの必要な問題が多数残されてお

り、それらの検討には相当の時間が必要⁽¹³⁾」であると指摘した。

2 法科大学院の現状

法科大学院は、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする専門職学位課程のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものを置く専門職大学院」（「専門職大学院設置基準」（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項）で、「法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするもの」（「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第2条第1項）、すなわち、裁判官、検事、弁護士の養成のための教育を行うためのものである。法科大学院課程の修了者は、「法務博士（専門職）」の学位を取得し（「学位規則」（昭和28年文部省令第9号）第5条の2）、司法試験の受験資格を得る（「司法試験法」（昭和24年法律第140号）第4条）⁽¹⁴⁾。その教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況については、法曹養成の基本理念を踏まえた大学評価基準に従って、5年以内ごとに認証評価機関による認証評価を受けるものとされた（「学校教育法」（昭和22年法律第26号）第109条第3項、第4項。「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第5条）⁽¹⁵⁾。

平成16年度に68校、17年度に6校の計74校の大学に法科大学院が開校したが、平成25年3月末をもって1校が廃止となり、募集を停止し、又は募集停止を表明した法科大学院は、平成25年4月から4校、平成26年4月から

(10) 宮澤節生「法科大学院論争のひとつの考古学—異なる法科大学院構想における司法研修所の位置づけを中心に—」『法曹養成と臨床教育』Vol.5, 2012, p.36.

(11) 天野郁夫『大学改革の社会学』（高等教育シリーズ 136）玉川大学出版部, 2006, p.175.

(12) 同上, pp.175-176.

(13) 天野郁夫「専門職大学院の問題点」日本学術会議第2部『第2部報告 法科大学院と研究者養成の課題』（平成15年6月24日）p.57. <<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/18pdf/1831.pdf>>

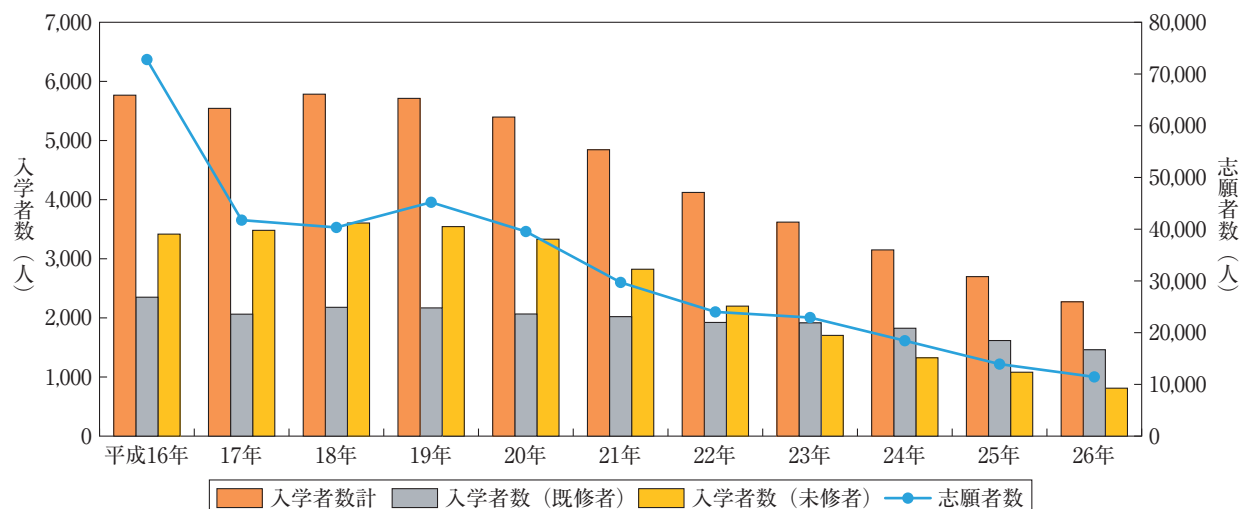
(14) 司法試験予備試験の合格者も、司法試験の受験資格を取得する（司法試験法第4条第1項第2号、第5条）。

(15) 認証評価は、大学評価・学位授与機構、大学基準協会、日弁連法務研究財団が実施している。認証評価については、以下を参照。加藤哲夫「法科大学院と認証評価の役割—これまでの経過と課題—」『IDE—現代の高等教育』No.551, 2013.6, pp.50-54.

が2校、平成27年4月から10校に及んでいる⁽¹⁶⁾。また、志願者数は、平成16年度72,800人から平成26年度11,450人へ、入学者数は、平成16年度5,767人から平成26年度2,272人へと、ともに大幅に減少している⁽¹⁷⁾(図1)。また、法科大学院の入学定員充足率は、平均で平

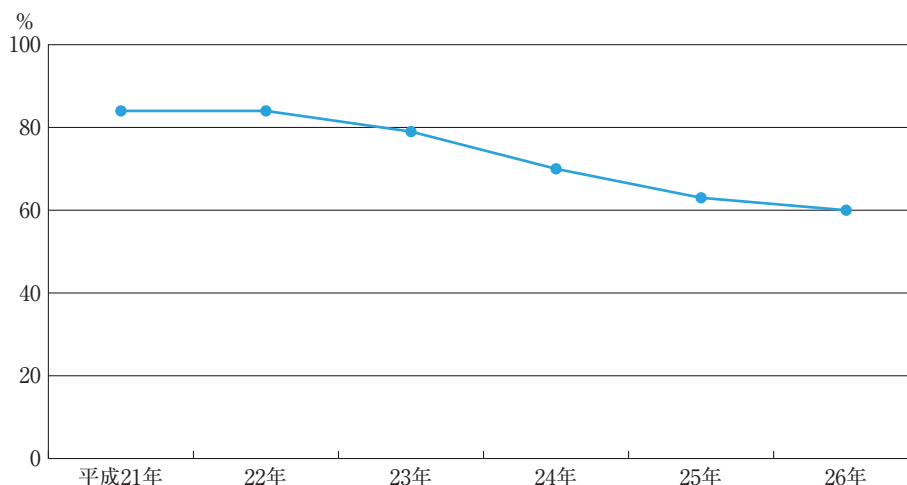
成21年84%から平成26年60%と低下し(図2)、平成26年度では入学定員充足率が6割に満たない法科大学院が全体の76%に及んでいる(図3)。法科大学院の概要は表1、授業料等は表2の事例に見るとおりである。

図1 法科大学院志願者数・入学者数の推移



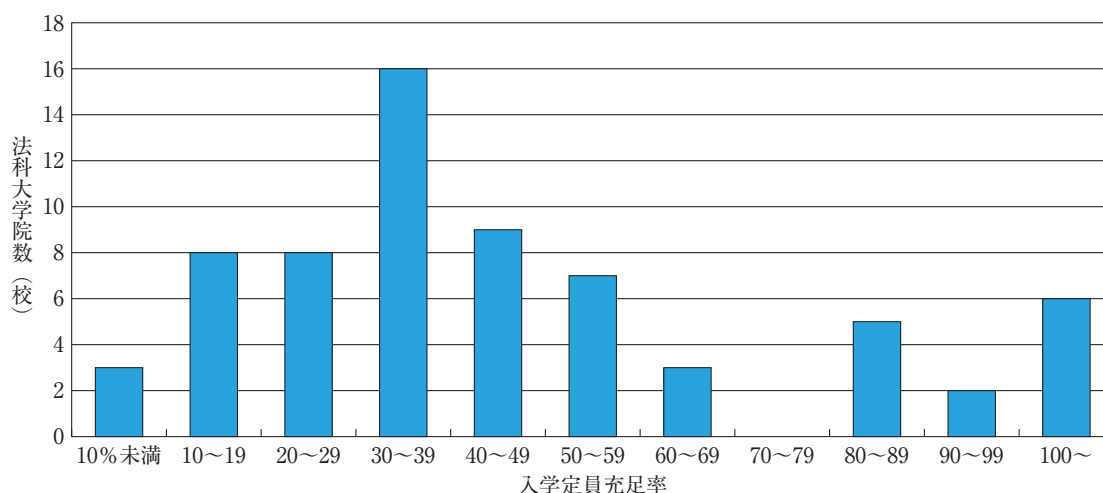
(出典) 「志願者数・入学者数等の推移(平成16年度～平成26年度)」(中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会(第61回)(平成26年5月8日)「資料2-1」)文部科学省HP <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/_icsFiles/afiedfile/2014/05/15/1347725_1.pdf>を基に筆者作成。

図2 法科大学院入学定員充足率(平均)



(出典) 「志願者数・入学者数等の推移(平成16年度～平成26年度)」(中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会(第61回)(平成26年5月8日)「資料2-1」)文部科学省HP <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/_icsFiles/afiedfile/2014/05/15/1347725_1.pdf>を基に筆者作成。

図3 入学定員充足率別法科大学院数（平成26年度）



（出典）「志願者数・入学者数等の推移（平成16年度～平成26年度）」（中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（第61回）（平成26年5月8日）「資料2-1」）文部科学省HP <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/_icsFiles/afiedfile/2014/05/15/1347725_1.pdf> を基に筆者作成。

3 法科大学院の意義と成果

(1) 法科大学院の意義

司法改革としての意義に重点を置き、「ロースクールは決して専門職大学院としての大学改革から始まったものではない」とする久保利英明・大宮法科大学院大学教授は、「法科大学院構想とは法曹人口の飛躍的増加を達成することを前提に、法曹養成制度を司法研修所や法学部の改廃をも視野に入れて、官僚司法から弁護士を中核とする司法に改革する壮大な広がりを持

つ革命的な発想に基づくものであった」とし、「ロースクール構想とは官僚と予算に縛られず、法曹人口増員のボトルネックとなる最高裁司法研修所の桎梏から解放されるための仕掛けだからである」⁽¹⁶⁾と、その構想の大きさと意義を強調している。

また、法曹基盤に関わる司法試験合格者数の安定的確保の面からも、法科大学院創設の意義が指摘される。田中名誉教授は、現状の問題点を認めつつも⁽¹⁷⁾、「相当数の法科大学院におい

(16) 「専門職大学院一覧（平成25年7月現在）」文部科学省HP <http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmonshoku/08060508.htm>; 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会法科大学院教育の質の向上に関する改善状況調査ワーキング・グループ「各法科大学院の改善状況に係る調査結果」（中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（第60回）（平成26年2月24日）「資料2」）<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/_icsFiles/afiedfile/2014/02/26/1344585_01.pdf>; 「久留米大法科大学院、募集停止 2015年度から」『朝日新聞デジタル』2014.4.1. <<http://www.asahi.com/articles/ASG305W4DG30TGPB00M.html>>; 「鹿児島大が法科大学院の募集停止へ」『読売新聞(YOMIURI ONLINE)』2014.4.25. <<http://www.yomiuri.co.jp/kyushu/news/20140425-OYS1T50046.html>>; 「四国ロースクール廃止へ 香川大・愛媛大」『msn産経ニュース』2014.5.21. <<http://sankei.jp.msn.com/region/news/140521/kgw14052102070001-n1.htm>>

(17) 「志願者数・入学者数等の推移（平成16年度～平成26年度）」（中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（第61回）（平成26年5月8日）「資料2-1」）<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/_icsFiles/afiedfile/2014/05/15/1347725_1.pdf>

(18) 久保利英明「大宮法科大学院大学はなぜ出来たのか—ロースクールから法科大学院への10年」『大宮ローレビュー』No.7, 2011.2, p.86.

(19) 「法科大学院の制度設計における具体的構想の対立や反対論への配慮に加え、予想以上に多数の法科大学院が開設されたことにより、新司法試験の合格率は、法科大学院修了者の7～8割合格の理想にほど遠く、平均合格率は20%台、法科大学院ごとのばらつきも大きい」田中成明「法科大学院の課題」『IDE—現代の高等教育』No.552, 2013.7, p.35.

ては、制度創設の趣旨にそった充実した教育体制が整備され、厳しい条件にもかかわらず、意欲と能力を備えた有望な法曹を着実に送り出し、司法の人的基盤の拡充という改革の期待に応え得る実績を取めている」とし、「年間 2,000 人を超える司法試験合格者を安定的に送り出せる体制が整ったことの意義は大きく、この基盤をさらに拡充してゆくことが肝要である」とする評価を与えている⁽²⁰⁾。

法科大学院における研究者と実務家による新しい法曹養成という観点からの評価としては、古口章・静岡大学法科大学院教授が、法科大学院制度創設の最も基本的な意義について、①「日本において、初めて、法学研究と教育を担う研究者と実務家が協働して担う体系化された法曹養成教育システムが構築されたこと」、②その教育プロセスの中で、「法曹として必須な批判的・創造的な法的思考能力の養成が可能になったこと」、の 2 点を挙げている⁽²¹⁾。

さらに、大学による法曹養成の意義が強調される。山野目章夫・早稲田大学法科大学院教授は、法科大学院の本質は、「権力をコントロールする志と術を擁する人材の育成を大学という教育機関に委ねる、という選択にほかならない」とし、「法を扱う専門家の人的基盤を構築する中核的な役割を大学に担わせる」という点を後退させてはならないと語る⁽²²⁾。法曹養成を大学が担う以上、新しい時代の高等教育の展開とも密接に関わる。木庭顕・東京大学教授は、法科大学院の議論で、「多くの人々の意識から抜

け落ちて行った出発点は、法科大学院制度が、単に法曹養成や司法改革の一環であるのみならず、高等教育の大きな転換という脈絡にのっている、ということである。この転換は世界大のものである⁽²³⁾と語る。そしてそれは、「少なくとも、研究者になる少数エリートにだけ関わるのではない、高度な大学院教育が必要とされ、そこから新しい量と質の高度な労働力が供給されなければならない、ということが感じられ、それを養成する方向に世界の現実が 1990 年代から動いた⁽²⁴⁾」という点に目を向けている。

(2) 法科大学院の成果と法科大学院への期待

法科大学院の学生は、司法試験科目についてよく勉強するようになり、講義でも双方向授業が増えたといわれる⁽²⁵⁾一方で、法学未修者コースの一年目における知識詰め込み型授業の多さが指摘され、法学既修者コースでも、学生に多角的視点から問題を考えさせるような授業は例外的ともいわれる⁽²⁶⁾。また、新司法試験の必須科目（「基幹科目」）においては、教員は、理論と実務の架橋を強く意識し、思考過程重視、法的分析能力・創造的応用能力の育成に努めるのに対し、学生は、新司法試験のための効果的な学習の発想で、従来の受験予備校で教え込まれた思考と学習のパターンに固執する傾向が強いという指摘もある⁽²⁷⁾。しかし、青山教授は、「大局的にみれば、法科大学院制度は、これによって旧司法試験の難関さおよびそれに伴う弊害を相当程度克服してきており、新しい法曹養

(20) 同上, p.36.

(21) 古口章「第 2 章第 4 法曹養成・法科大学院制度」日弁連法務研究財団編『法と実務 9』商事法務, 2013, pp.259-261. 古口教授は、多様で優れた新法曹の特徴として、自己の力で解決しなければならないという意識を持ち、事実を大事にし、意見発表が上手で、コミュニケーション能力も非常に高く自己 PR も上手であり、リサーチ能力も高く、法曹倫理も身に付けていることなどを指摘している。同, p.260.

(22) 山野目章夫「研究者教員からみた法科大学院の成果」『ロースクール研究』No.20, 2012.12, p.11.

(23) 木庭顕「法科大学院をめぐる論議に見られる若干の混乱について」『UP』42(2), 2013.2, p.2.

(24) 同上

(25) 柏木昇「日本の法学教育は変わったか—法科大学院制度と新司法試験—」『中央ロー・ジャーナル』8(2), 2011.9, pp.8-9.

(26) 同上, pp.10-11.

(27) 奥田昌道「日本における法科大学院の現状と課題」『日本學士院紀要』61(3), 2007.3, pp.23-24.

成制度として定着しつつある」と評価している⁽²⁸⁾。

さらに、四宮章夫弁護士は、「法科大学院制度による法曹の質と量の変化等が、国民への法的サービスの充実に役立っている面」を挙げ、具体的には、日本司法支援センターが運営する「法テラス法律事務所」が行う貧困者への法的サービスや国選弁護等の活動、日弁連のひまわり基金の資金援助を受けた「ひまわり基金法律事務所」が行う司法過疎地の市民への法的サービスや過疎地派遣弁護士養成等の活動、企業内弁護士としての活動と違法行為防止の役割、弁護士補助職等の可能性として非法曹法律専門職の需要と活用などがあることを指摘している⁽²⁹⁾。

法科大学院には、より広い法学教育への期待もあり、それは修了者の社会的受入れや法曹の継続教育にもつながっている。法科大学院開設前に、その制度上の課題について、経済学的視点から考察を行った吉村宗隆・羽衣国際大学教授は、わが国の法科大学院には、より広い意味での法律専門家の養成が求められており、「より広い法学教育に対するニーズに応えることこそがロースクールの大きな役割」であるとする⁽³⁰⁾。そして、「司法試験の合格率だけを云々するのではなく、その教育自体あるいは修了による新学位を正当に評価する制度設計こそ重要」であり、「単なる法曹養成ではなく、このような修了者のより広範な社会的受け入れ態勢

を整えることが喫緊の課題である」と指摘している⁽³¹⁾。品田智史・大阪大学大学院准教授も、「法科大学院が開講する先端科目や実務科目を、法学部の学生や法科大学院を修了した実務家向けに開講することも考えられる」とし、「法科大学院の教育は、法曹養成という観点にとどまらず、さらなる広がりをもつものとして、今後活用できるように思われる」として、法科大学院の法律実務家の継続教育に果たす役割に言及している⁽³²⁾。

II 法科大学院制度が抱える問題とその改善策

1 法科大学院制度の問題点と改善策

法科大学院が抱える主要問題は、これまで様々な検討組織において議論されてきた(表3)。その中で、青山教授は、①平成22年7月6日に公表された、法務・文科両副大臣が主宰する「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」の「検討結果(取りまとめ)」⁽³³⁾、②日弁連による司法修習生の給費制維持の「大運動」⁽³⁴⁾と平成22年11月24日の給費制延長のための裁判所法再改正における衆議院法務委員会の附帯決議⁽³⁵⁾、③平成22年12月21日に公表された、総務大臣政務官が主宰する「法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会」の報告書⁽³⁶⁾、に注目している。このうち、①では、法科大学

(28) 青山 前掲注(4), p.69.

(29) 四宮章夫「新しい法的サービスの展開」『ロースクール研究』No.20, 2012.12, pp.12-14.

(30) 吉村宗隆「『日本型ロースクール』の経済分析・序説」『産業・社会・人間』No.3, 2004.Spr, p.59.

(31) 同上

(32) 品田智史「研究者になった修了生からみた成果」『ロースクール研究』No.20, 2012.12, pp.17-18.

(33) 「法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果(取りまとめ)」(平成22年7月6日)法務省 HP <<http://www.moj.go.jp/content/000050026.pdf>>

(34) 日弁連の給費制に関する取組みについては、以下を参照。「第61回定期総会・市民の司法を実現するため、司法修習生に対する給費制維持と法科大学院生に対する経済的支援を求める決議」2010.5.28. 日本弁護士連合会 HP <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/assembly_resolution/year/2010/2010_2.html>; 「法曹養成制度の抜本的な見直しと司法修習生に対する給費制の存続を求める会長声明」2011.10.28. 同 HP <<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2011/111028.html>>; 「給費制復活を含む司法修習生への経済的支援を求める会長声明」2012.11.27. 同 HP <<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2012/121127.html>>

(35) 第176回国会衆議院法務委員会議録第7号 平成22年11月24日 p.1.

院、新司法試験、新司法修習の問題点・論点や改善方策の選択肢提示がなされ、具体的検討のための検討体制（フォーラム）の設置、国民に開かれた議論、総合的かつ多角的な検討がうたわれている。また②では、政府、最高裁判所が格段に配慮すべき事項として、平成23年10月31日までに、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることと、法曹の養成に関する制度のあり方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずることが提示されている。さらに③では、法科大学院制度の理念と現在の状況との対比と指摘事項が挙げられている⁽³⁷⁾。

(1) 文科省の取組み

文科省の取組みは、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会が主に担っており、平成22年9月、同委員会の提言を受け、「深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するため」として、公的支援の見直しを行うこととした⁽³⁸⁾。その内容は、入学者選抜における競争倍率（受験者数／合格者数）が2倍未満で、①司法試験合格率が全国平均の半分未満、又は、②直近修了者のうち司法試験受験者が半数未満かつ直近修了者の合格率が全国平均の半分未満、のいずれかに該当する状況が3年以上継続した法科大学院を対象とし、国立大学法人運営費交付金又は私立大学等

経常費補助金を減額するというものである⁽³⁹⁾。さらに、文科省が平成25年11月に公表した「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」では、同年7月の法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」において、法科大学院に対して公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策の検討、実施など抜本的な組織見直しに早急に取り組むことが求められているとして、多様な人材確保の状況、地域配置・夜間開講の状況などの多様な指標に基づく補助金基礎額の設定や、先導的教育システム構築・教育プログラム開発、質の高い教育提供を目指した法科大学院間の連携・連合などの優れた取組みの提案を評価して加算する仕組みとすることをうたっている⁽⁴⁰⁾。

同委員会は、また、法科大学院教育の改善・充実に関して、平成26年2月に論点整理を行っている⁽⁴¹⁾。この中では、検討事項として、①今後目指すべき法科大学院の姿について（a）現行制度を基本とした法科大学院を中核的機関とする安定的な法曹養成制度の確立を目指す、b）今後目指すべき「規模」のあり方を提示、c）今後目指すべき「教育方法・内容」のあり方を提示）、②今後検討すべき改善・充実方策について（a）優れた先導的取組の推進を通じた法科大学院教育の充実方策の提示、b）法科大学院の規模の適正化に関する改善方策の提示、c）法科大学院教育の質の向上に関する改善方策の提示、d）法科大学院認証評価に関する改善方策の提示、e）法科大学院の教育力を活用した法曹

⁽³⁶⁾ 法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会報告書」（平成22年12月）総務省 HP <http://www.soumu.go.jp/main_content/000095209.pdf>

⁽³⁷⁾ 青山 前掲注(4), p.64.

⁽³⁸⁾ 「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて」（法科大学院特別委員会（第42回）（平成22年9月16日）「会議後確定資料」）文部科学省 HP <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/attach/1298216.htm>

⁽³⁹⁾ 同上

⁽⁴⁰⁾ 「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」（平成25年11月11日）文部科学省 HP <http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/11/1341427.htm>

⁽⁴¹⁾ 「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた論点整理（案）」（法科大学院特別委員会（第60回）（平成26年2月24日）「配布資料5」）文部科学省 HP <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/attach/1344588.htm>

養成の支援方策の提示)、③法曹養成制度の改革全体との関係について (a) 司法試験、司法修習との有機的な連携のあり方の検討、b) 司法試験予備試験が法科大学院の教育に与える影響の把握・分析)、などを提示している。

(2) 法学研究者等の提言

ところで、法科大学院が抱える主要問題に対しては、法科大学院教員をはじめとする法学研究者等から、現行制度を前提とした改善策とともに、制度見直しの観点からの提案がなされてきた。

法科大学院を高等教育の転換の中に位置付けてとらえた木庭教授は、「実際には法科大学院には今もって法曹養成の脈絡しか与えられていない」⁽⁴²⁾が、「本格的な法学教育は本格的な(自然科学を含む)哲学・文学・歴史学等々の素養を持つ学生に対してのみ可能である」とし、「法科大学院とその環境をじっくり育てるという視点が重要」との観点から、①法科大学院が高度な教育を保持できるよう、形式基準で縛り上げる仕組みを廃止すること、②他の高等教育機関との連携が重要、③そうした連携の一環として、学部後期課程を法学部でも工夫すること、などを提案している⁽⁴³⁾。また、法科大学院の当面の制度上の改善策については、古口教授が、法科大学院制度は基本的に成功しているとの立場から、①「抜本的で実効的な定員削減、統廃合の具体案を構築し実施することにより、悪循環の元凶の事態を解消する」、②「地域適正配置、夜間法科大学院のための十分な措置をとる」、③「よりよい教育内容・手法の開発など、教育の質の向上のための具体策を構築し実施する」、④法科大学院生の経済的負担軽減策を講ずる、

⑤情報開示を推進する、などの点を挙げている⁽⁴⁴⁾。

一方、法科大学院制度の見直しや改革を求める立場からは、法科大学院の改善にとどまらず、司法試験や司法修習のあり方をはじめ、法学教育の内容・方法を含めた、法曹養成のあり方が模索される。米倉明・東京大学名誉教授は、教育現場の教員から意見聴取を十分に行わず、制度づくりを急ぎ、司令塔となる文科省と法務省の協力・連携も不十分であったことが、「法科大学院制度の失敗の原因の一つ」であるとする⁽⁴⁵⁾。そのうえで、「短期」の制度改革として20年を想定し、この期間内の実現を目指すものとして、①新司法試験、予備試験、既修者選抜試験を廃止し、旧司法試験の復活を認めない、②現行法科大学院の中から10校を選抜してシード校とし、それ以外の法科大学院は廃校とする、③シード校修了者は無試験で司法研修所に入所して司法修習を受け、同研修所を卒業後に法曹有資格者となる、シード校修了者以外の者が法曹有資格者になることは認めない、といった提案を行っている⁽⁴⁶⁾。また、亀井尚也・関西学院大学法科大学院教授は、①法科大学院の数と定員の削減による質の高い法科大学院の絞り込み、②司法試験の科目数の削減によるミニマム・スタンダードのスリム化⁽⁴⁷⁾、の2点を挙げる⁽⁴⁸⁾。そして、地方の法科大学院のいくつかは、入学者の多くを大都市の法科大学院にとられてしまっている状況があることから、法科大学院の全国適正配置や、法科大学院の評価において、修了生の法曹資格取得後の地域定着率など法科大学院側の努力へ配慮することなどを求めている⁽⁴⁹⁾。

さらに、抜本的な制度の見直しを求める観点

(42) 木庭 前掲注(23), p.2.

(43) 同上, pp.4-7.

(44) 古口 前掲注(21), p.269.

(45) 米倉明「法科大学院雑記帳(94)法科大学院制度改革にあたっての留意点」『戸籍時報』No.692, 2013.1, p.90.

(46) 同上, p.92.

(47) 亀井尚也「『理論と実務の架橋』を発展させる抜本策を中心に」『ロースクール研究』No.17, 2011.5, p.95.

(48) 同上, p.93.

からは、法科大学院制度の是非を問うべきであるとして、「少なくとも、法科大学院卒業を司法試験受験資格とするような人為的な参入障壁は取り払われるべきである」と指摘される⁽⁵⁰⁾。また、戒能通厚・名古屋大学名誉教授は、「法科大学院、研究大学院、法学部、それに司法研修所の総合的再設計を行うため、暫時、法科大学院修了を司法試験受験資格とする制度を一時的に停止する」といった提案を行っている⁽⁵¹⁾。

こうした法科大学院が抱える諸問題への解決と対応に関わる提案等は、法曹養成や法学教育の新たな展開の可能性を探る際の議論の基になるものといえよう。以下では、主要な問題の論点を改めて確認しておきたい。

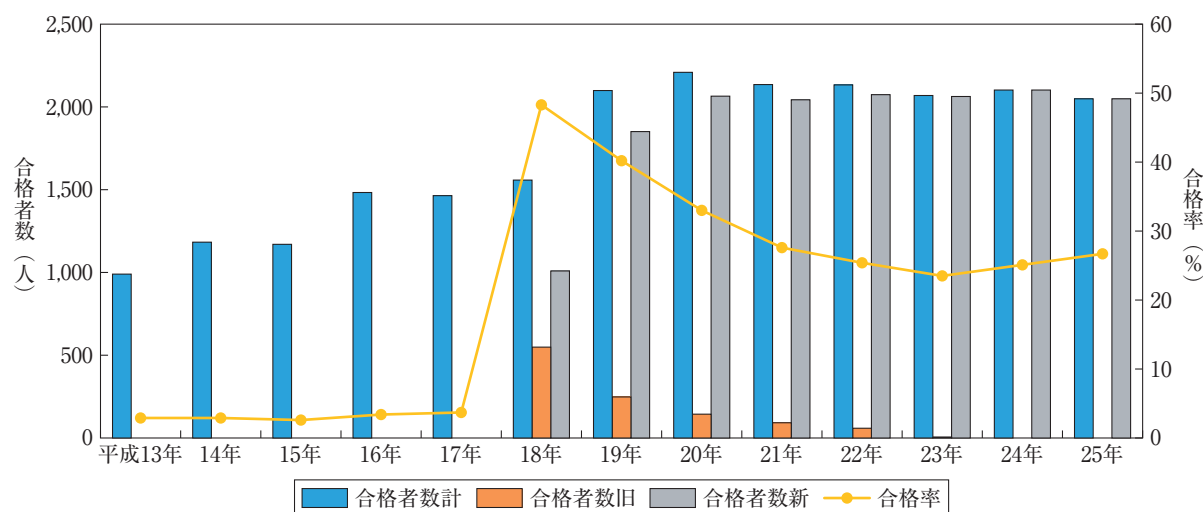
2 法科大学院制度と司法試験・予備試験

(1) 司法試験

司法試験の合格者数と合格率の推移は、図4のとおりである。

司法試験合格率の低迷に関しては、古口教授が、「法科大学院教育や法科大学院修了生の質の問題ではなく、法科大学院の総定員数が大きくなりすぎたことに起因する単純な算術上の帰結」であり、「また、難易度において、むしろ司法試験の方が必要以上に高いハードルを課している面もある」ことを指摘する⁽⁵²⁾。そして、短答式試験⁽⁵³⁾の比重が大き過ぎる点を問題とし、「より適切に必要な能力や資質を試すためには、その難易度、分量などにつき十分な配慮がなされた試験でなければならない」と指摘している⁽⁵⁴⁾。また、米倉名誉教授は、合格率が極めて低い旧司法試験について、①人材を選ぶ

図4 司法試験合格者数・合格率の推移



(注) 「合格者数旧」、「合格者数新」は、旧司法試験の合格者、新司法試験の合格者。

(出典) 「図表1 平成13年以降司法試験合格者数の推移」船山麻紗子「評価の動き 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価—調査結果及び勧告の概要—」『評価クォーター』No.23, 2012.10, p.52; 平成24年、25年の「司法試験法科大学院等別合格者数等」法務省HP <<http://www.moj.go.jp/content/000101962.pdf>>、<<http://www.moj.go.jp/content/000114386.pdf>>を基に筆者作成。

(49) 同上, p.94.

(50) 樋口和彦「訳者あとがき」ブライアン・タマナハ(樋口和彦・大河原真美訳)『アメリカ・ロースクールの凋落』花伝社, 2013, p.265. (原書名: Brian Z. Tamanaha, *Failing Law Schools*, 2012.)

(51) 戒能通厚「法科大学院問題とはいかなる問題か」『法と民主主義』No.470, 2012.7, p.43. 戒能名誉教授は、「法曹養成という重大な使命を大学に委ねるのであれば、大学がそれを受け止めることができるかの調査・研究がなされ、まずはその物的・人的インフラ整備がなされるべきである」と語る。同, p.42.

(52) 古口 前掲注(21), p.262.

よりは、人材を逃す機能を果たす、②在学中の全期間にわたる受験勉強が、法学部教育を大きく阻害する、③法曹の世界に法学士以外の多様な人材を送り込むことを大きく阻害する、などの点を指摘している⁽⁵⁵⁾。

司法試験の合格率を上げ、法科大学院の志願者数を増やす観点からは、法科大学院の入学定員の見直し（削減）や統廃合が提案され、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の報告⁽⁵⁶⁾や日弁連の緊急提言⁽⁵⁷⁾でも指摘されている。司法試験の合格者数の削減が必要との立場からは、森山文昭・愛知大学法科大学院教授が指摘するように、「法科大学院が理想的な法曹養成教育を行えば、自ずと学生は集まってくるはずである。司法試験を単なる受験テクニックだけでは合格しにくいように改善するとともに、法科大学院で理想的な法曹養成教育を行うことにより、予備校ではなく法科大学院を卒業した人の方がよく司法試験に合格するようにす

ることこそが最良の方策であろう⁽⁵⁸⁾と説かれる。

司法試験の合格者数をめぐっては、「最大の課題は、法科大学院の統廃合と予備試験の廃止であり、新司法試験の受験制限の廃止と合格者数の増加である⁽⁵⁹⁾とする指摘があり、法科大学院の改善・充実を図る観点からは、特に、「厳格な修了認定と適正な入学定員の見直しが焦眉の課題」となるとともに、「問題を抱えた法科大学院に限らず、すべての法科大学院が共通に苦慮している課題」として、法学既修者に比べて合格率の低い法学未修者の教育のあり方が挙げられている⁽⁶⁰⁾。田中名誉教授は、「この問題は、基本的には司法試験の内容・レベル・方式などの見直しによって対応すべき側面のほうが多く、法科大学院の教育体制の見直しだけでは対処しきれないであろう」と指摘している⁽⁶¹⁾。

53) 司法試験は、3科目（公法系科目、民事系科目、刑事系科目）の短答式試験と、4科目（公法系科目、民事系科目、刑事系科目、選択科目）の論文式試験により行われる。「司法試験の仕組み」法務省HP <<http://www.moj.go.jp/content/000115991.pdf>> 平成27年度からは、短答式試験の科目は、憲法、民法及び刑法となる。本稿「表1」の（注）及び「おわりに」を参照。なお、平成23年に新旧司法試験の併行実施が終了するまでの旧司法試験は、大学卒業等が免除となる第一次試験と、第一次試験の合格者及び第一次試験免除者が受ける第二次試験から成り、第二次試験は、短答式試験、論文式試験、口述試験で構成されていた。「旧司法試験の概要」法務省HP <http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji07_00099.html>

54) 古口 前掲注(2), pp.263-264.

55) 米倉明「法科大学院雑記帳(95)法科大学院制度を廃止し、旧司試を復活させれば済むのだろうか」『戸籍時報』No.693, 2013.2, pp.88-89.

56) 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（平成21年4月17日）pp.22-23. 文部科学省HP <http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/04/20/1261059_1_1.pdf> この中では、「法科大学院全体としての入学定員が一定程度削減され、法科大学院修了者が相当の割合で法曹資格を取得できるようになれば、優秀な法曹志望者の法科大学院への入学を促進することにつながることを期待される」と述べている。同, p.23.

57) 日本弁護士連合会「法曹養成制度の改善に関する緊急提言」（2011年3月27日）<http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/110327_3.pdf> この中では、「定員削減は、密度の濃い、きめ細かな授業を可能にし、教育の質を維持・向上することに資するものである。また、入学定員が縮小され、法科大学院修了者が相当の割合で法曹資格を取得できるようになれば、多様で優秀な法曹志望者の法科大学院への入学を促進し、減少傾向にある法科大学院の志願者増加につながることも期待される」と述べている。

58) 森山文昭「法科大学院をめぐる現状と打開の方向性」『法と民主主義』No.470, 2012.7, p.55. 森山教授は、「法曹の職の魅力と質を回復するためには、司法試験合格者数を1000人以下にする必要があると考えられる」とする。同, p.54.

59) 川嶋四郎「日本の法科大学院における法曹養成の課題と展望—研究者教員の観点から—」『比較法研究』No.73, 2011, p.88.

60) 田中 前掲注(19), pp.36-37.

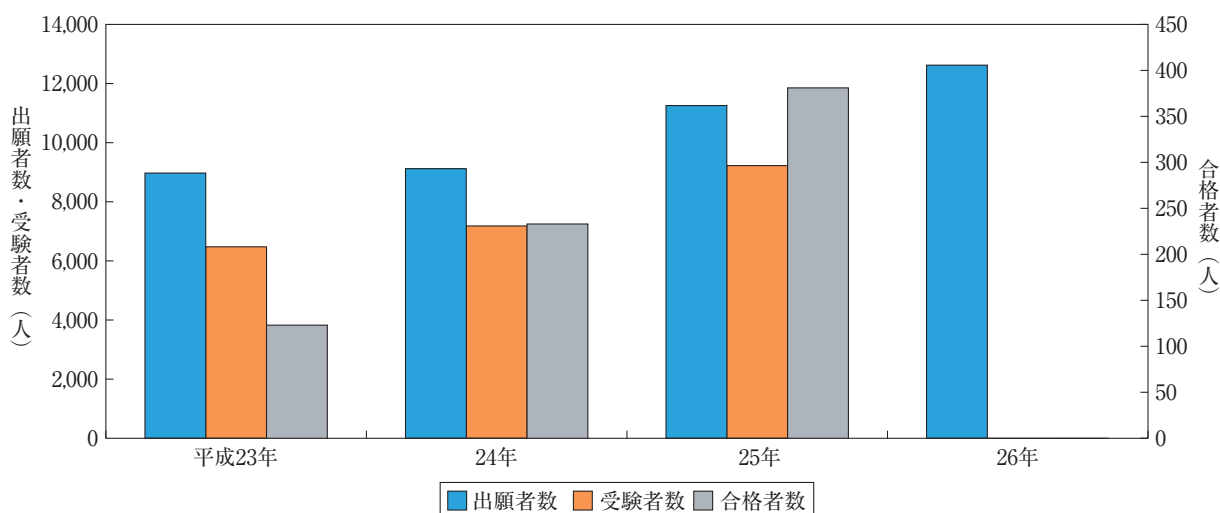
(2) 予備試験

予備試験⁽⁶²⁾の必要性は、「審議会意見書」の中で言及されている。そこでは、司法試験の受験資格について、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を經由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである」とし、「法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ、例えば、幅広い法分野について基礎的な知識・理解を問うような予備的な試験に合格すれば新司法試験の受験資格を認めるなどの方策を講じることが考えられる」とされた⁽⁶³⁾。これを受けて、司法制度改革推進本部の下に設置された法曹養成

検討会において、予備試験の受験資格を制限するか否かを最大の争点に検討が行われ、予備試験の受験資格は制限しないこととなり、その趣旨を踏まえて、試験科目に法律実務基礎科目が設けられたという⁽⁶⁴⁾。そして、予備試験制度を規定した司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律が平成14年11月29日に成立し⁽⁶⁵⁾、予備試験は新旧司法試験の併行実施が終了し、旧司法試験が終了した平成23年度から実施された。予備試験の受験者数及び合格者数は図5のとおりである。

青山教授は、予備試験が制度として認められたのは、「旧司法試験が受験資格を全く問わない試験であったという沿革上の理由にすぎない

図5 司法試験予備試験合格者数等の推移



(出典) 出願者数、受験者数は、各年の「司法試験予備試験の結果について」、合格者数は、各年の「司法試験予備試験の結果について」法務省 HP <http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji07_00027.html> を基に筆者作成。

(61) 同上, p.37. 田中名誉教授は、法科大学院教育と司法試験との円滑な連携が確立されていない状況を打開するには、「各法科大学院が、それぞれの教育能力に応じた適正な入学定員の設定、充実した教育と厳格な修了認定によって、法科大学院教育の質を一定レベル以上に向上させ維持することが不可欠の前提である」とし、また、社会の多様な法的ニーズに応じて新しい職域を開発することが難しい現状を打開するには、「法曹概念自体の再定式化を含め、法曹組織の再編成を視野に入れた制度改革が、避けがたい」と指摘する。同, pp.37, 39.

(62) 「司法試験予備試験の概要」法務省 HP <<http://www.moj.go.jp/content/000116569.pdf>> 参照；司法試験委員会「予備試験の実施方針について」（平成21年11月11日）法務省 HP <<http://www.moj.go.jp/content/000006534.pdf>>

(63) 司法制度改革審議会「Ⅲ 司法制度を支える法曹の在り方」前掲注(1)

(64) 柁嶋裕之「予備試験制度の立法経過と制度趣旨に沿った運用」『ロースクール研究』No.17, 2011.5, pp.77-78.

(65) 法案審議の中で、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会において附帯決議が採択され、司法試験予備試験の運用に関しては、法科大学院が法曹養成制度の中核であるという理念を損ねることのないよう十分な配慮を求めている。第155回国会衆議院法務委員会議録第6号 平成14年11月12日 p.16；第155回国会参議院法務委員会議録第10号（その1）平成14年11月28日 pp.23-24.

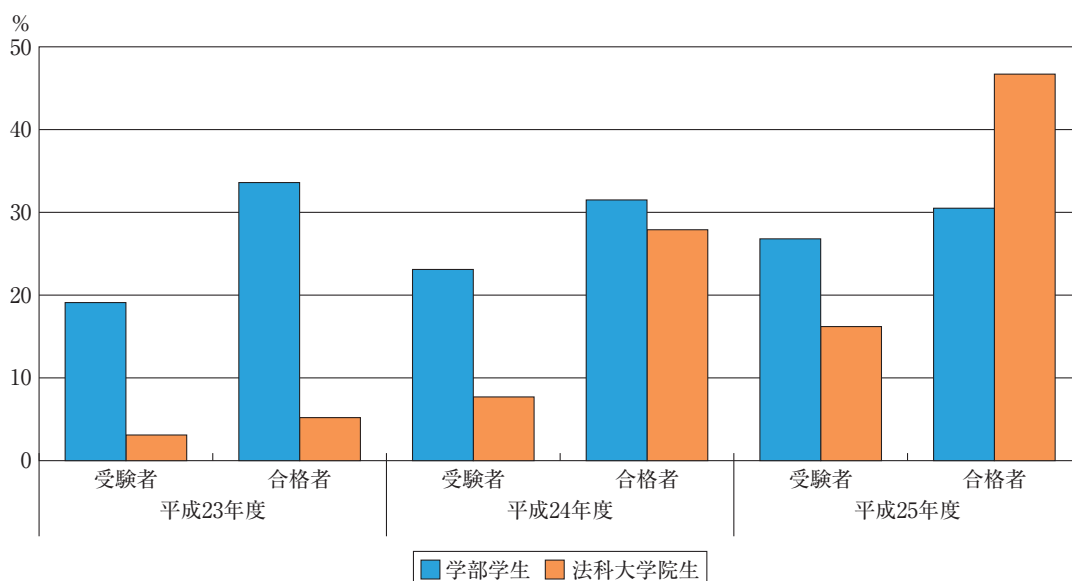
い」とし、これが「異常に膨れあがれば、せっかく定着しつつある本道たる法科大学院制度は、たちまち頓挫してしまう」として、慎重な運営の重要性を指摘する⁽⁶⁶⁾。これに対し、森山教授は、学生の予備試験志向の傾向が顕著で、このままにすれば法科大学院の存立が危うくなるという危機意識の存在を認めながらも、「予備試験を制限するようなことをすれば、法曹志願者数の激減にさらに拍車をかけ、司法を担う人材が枯渇してしまう恐れもある」と指摘する⁽⁶⁷⁾。

一方、椛嶋裕之弁護士は、予備試験の運用状況を分析して制度趣旨に沿った運用がなされているかを検証する必要性と、運用がなされていない場合の予備試験のあり方の見直しの必要性

を指摘している⁽⁶⁸⁾。田中名誉教授も、これまでの予備試験合格者の中に「大学・法科大学院在学者が相当数含まれている（図6参照）ことは、明らかに制度趣旨に反する実態であり、早急に受験資格の制限などの適切な措置を講ずべきである」と説いている⁽⁶⁹⁾。

さらに、米倉名誉教授は、法科大学院制度のあるべき法曹養成制度として位置付けるならば、予備試験制度の存続は筋が通らないとし、両者の併存は、「あるべき法曹養成制度の全体像がはっきり措定されていない証拠なのではないか」と指摘する⁽⁷⁰⁾。後藤教授も、「現在のような予備試験と法科大学院を中核とする法曹養成制度とは、両立しない」⁽⁷¹⁾としたうえで、「日本では、制度改革の不徹底だけでなく、制度を

図6 予備試験受験者数・合格者数に占める学部学生・法科大学院生の割合



(出典) 「適正試験受験者数と予備試験受験者数の推移」(中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会(第61回)(平成26年5月8日)「資料4-3」)文部科学省HP<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/_icsFiles/afieldfile/2014/05/15/1347725_10.pdf>のデータを基に筆者作成。

(66) 青山 前掲注(4), p.73. 後藤教授も、「運用において予備試験経由の途が主流になれば、法科大学院は維持できなくなるかもしれない」という。後藤 前掲注(9), p.99.

(67) 森山文昭「法曹養成制度改革の現局面をどう見るか—新しい検討体制の発足にあたって—」『法と民主主義』No.483, 2013.11, p.55.

(68) 椛嶋 前掲注(64), p.81.

(69) 田中 前掲注(19), p.38.

(70) 米倉明「法科大学院雑記帳(103)法曹養成制度検討会議取りまとめに接して—前途はやはり暗い—」『戸籍時報』No.703, 2013.10, p.97.

(71) 後藤 前掲注(9), p.99.

担う人々の意識の改革も徹底していない」とし、「大きな改革を定着させるためには、時間がかかる。法科大学院を修了した者が教員として教える循環が確立したとき、初めて法科大学院は、安定的なしくみとなるであろう」と述べている⁽⁷²⁾。司法試験のあり方や予備試験の見直しを含めた検討は、法科大学院の今後の展開にとって不可欠なものといえよう。

3 大学法学部と法科大学院

法科大学院をつくるに当たって、具体的に法学部をどうするのかということについての議論は皆無に等しかった⁽⁷³⁾とする萩原金美・神奈川大学名誉教授は、法学部が、過度の法学専門教育（法解釈学）に傾斜せず基礎法学を主とし、職業教育を徹底してOJT代替機能を引き受けることなどを提案している⁽⁷⁴⁾。また、広渡清吾・専修大学教授は、「法学教育と法曹養成教育と法学研究者養成機能を三位一体的に担うためには現在の法科大学院の容量を減量化した、この三つがバランスよく回るようにすることが必要」とする⁽⁷⁵⁾。柏木昇・中央大学法科大学院教授も、「多様な法曹の活動のバリエーションに共通する知識とスキルを確定し、その中でどれだけを弁護士として実務を始める前に法曹教育で教えることが望ましいか、という法曹教育の内容と範囲を確定し、その上で大学法学部と法科大学院と司法研修所でどのように教育を分担すべきか、というステップを踏まなければな

らない⁽⁷⁶⁾と指摘している。

一方、元最高裁判所判事の奥田昌道・京都大学名誉教授は、「法学部はこれまで、法曹のみならず、社会の各分野で活躍する多様な人材を育成する役割を担ってきた」ことから、「我が国の社会における法学部の存在意義は今後とも維持されるべき」であるとする⁽⁷⁷⁾。そのうえで、「法学部において修得すべき内容および程度はどこまでかを明らかにし、法科大学院に進学する学生はそれらを十分に修得していることを前提とした上で、実りある法科大学院教育が構築されるべきである」と述べている⁽⁷⁸⁾。また、滝沢幸代弁護士（元法政大学教授）は、「法曹養成のための法は、裁判所で行われる法を反映するものであるとともに、当然研究されるべき法ともなるはず」であり、「この意味で、法科大学院が実務に傾きすぎて技術中心となることは警戒を要する」と語る⁽⁷⁹⁾。そして、「法科大学院のあり方は、既存の法学部との連携という視点を抜きにしては考えられない」ことから、「教養・法学部と法科大学院、研究大学院との有機的な連携を創ることが急務」であるとし、具体的には、学部の専門教育を軽減する、法科大学院を博士後期課程と連結させて一部に研究機関としての機能を与える、飛び級や大学間ないし大学内の学部相互間における単位互換制度等により優秀な学生に早期に資格取得への道を開く、ことなどを提案している⁽⁸⁰⁾。

また、法学部が法的素養を持つ市民の育成に

(72) 同上, pp.100-101.

(73) 萩原金美『検証・司法制度改革—法科大学院・法曹養成制度を中心に 1』中央大学出版部, 2013, pp.5, 12.

(74) 同上, pp.62-68. 萩原名誉教授は、「準法曹（各種士業その他）の大量生産工場として機能し、結果的に日本型疑似的法の支配の強化に奉仕してしまう危険について常に警戒的であること」及び、「自由職業サービスの国際的規制緩和は弁護士業務のみならず、各種士業に破壊的な影響を及ぼすおそれがある」として、「GATS（サービスの貿易に関する一般協定）の今後の動向への対応を怠らないこと」にも注意を喚起している。同, pp.65-68.

(75) 広渡清吾「司法改革と大学改革—何をそこに見るか—」『法と民主主義』No.463, 2011.11, p.63.

(76) 柏木昇「シンポジウム 学術環境における法曹養成—国際動向と日本の法科大学院—コメント」『比較法研究』No.73, 2011, p.114.

(77) 奥田昌道「法科大学院時代における法学研究者養成への道」『法律時報』83(11), 2011.10, p.58.

(78) 同上

(79) 滝沢幸代『変動する法社会と法学教育—民法改正・法科大学院—』日本評論社, 2013, p.67.

(80) 同上, pp.72, 78.

重要な役割を果たす点について、吉村良一・立命館大学法科大学院教授は、「今後の社会においては、法を法曹の独占物とするのではなく、市民の法的素養がより豊かなものになり、市民自身が自己の権利を（法曹の援助も受けながら）実現していけるようにしなければならないが、その場合、法学部で法を学んだ人材が社会の各層に分厚く存在することの意味は大きい」⁽⁸¹⁾としたうえで、「法学部での基礎的で幅広い学習は、法曹を志す者にとっても重要であり、法科大学院教育は法学部教育と連携して行われるべきである」とする⁽⁸²⁾。

これらの指摘からは、これまでの法学部が担ってきた法学教育を過不足なく認めたとうえで、法曹養成のために法学教育及び法曹教育に新たに求められる事項も含めて、法学部と法科大学院の連携のあり方を検討していく必要性を読み取ることができよう。

4 法科大学院制度と司法修習

法曹養成期間⁽⁸³⁾のうち、司法修習期間は、法科大学院制度の導入により、短縮化された⁽⁸⁴⁾。

司法修習に関しては、法曹三者が共同で育成する点や「民間の仕事（弁護士）を官たる裁判官・検察官になる者に実際に経験させ、理解させる」ことの重要性も指摘されているが⁽⁸⁵⁾、現状では、司法修習から「前期修習」がなくなり、法科大学院での教育がこれに代わるものとなっているかが争点になっている⁽⁸⁶⁾。司法試験合格者数を増加させたことで、「修習指導担当弁護士を確保するのが難しくなっているような状態」をもたらしているという指摘もあり⁽⁸⁷⁾、司法修習の現状について、白浜徹朗弁護士は、「法科大学院制度が前期修習に代わるような機能を果たしていない中、実務を無視した過剰な修習生を現場に送り込んでいることと、急激な弁護士人口増加の影響を考慮しないままに貸与制⁽⁸⁸⁾を導入したことや就職難などが影響して、機能不全になりつつある」ととらえ、「この機能不全は負のスパイラルを形成しつつあり、このままでは、早晚、実務修習の担い手の確保が困難となるほどの危機的状況にあると言える」として、危機打開のためには、法科大学院制度の抜本的見直しと司法修習生の数の限定が急務

(81) 吉村良一「法科大学院設置後の法学部教育」『法律時報』75(4), 2003.4, p.75.

(82) 吉村良一「研究者養成の危機と法科大学院」『法と民主主義』No.474, 2012.12, p.21. 戒能名誉教授も、「現状のままでは、確実に法科大学院受験希望者の減、法曹志望者の減、法学研究者の壊滅的な状況が訪れる可能性があり、もっと深刻なのは、法学部の衰退が始まっていることである。法学部卒業生が中心となって担ってきた、法的教養人の減少という問題につながる」と警告する。戒能通厚「法科大学院問題と裁判員制度の問題を中心に」『法と民主主義』No.463, 2011.11, p.31.

(83) 米倉名誉教授は、この期間が7～10年を要するため、長期間を収入なしで持ちこたえられるような資産家でないといふ法曹にはなれないとして、「現行の法曹養成制度は、こうした経済的側面からも、適材を取り逃がしているのではあるまいか」と指摘している。米倉明「法科大学院雑記帳⑧新しい展望がなさすぎる—法曹養成制度検討会議中間提言に接して—」『戸籍時報』No.697, 2013.5, p.74.

(84) 司法修習期間は、旧修習の第52期までは2年、第53～59期は1年6か月、第60～64期は1年4か月であり、法科大学院修了者を対象とした2006年の新第60期からは1年となり、新第60期・旧第61期から新旧併行実施となった。「導入修習」としての「前期修習」は、旧修習では4か月から3か月、2か月となり、新修習ではなくなった。「司法修習制度の変遷」（法曹養成制度改革顧問会議（第2回）（平成25年10月10日）「資料6-2」）内閣官房HP <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso_kaikaku/dai2/siryou6-2.pdf>

(85) 白浜徹朗「司法修習の現状と課題」『法と民主主義』No.474, 2012.12, p.23.

(86) 戒能通厚「法科大学院問題・再考」『法律時報』85(1), 2013.1, p.90. 戒能名誉教授は、「司法修習から国家の撤退、司法修習という公的な責務を自助努力・自己責任という修習生の私的責任に置き換えた、今後の司法改革の特質である『新自由主義的改革』の誤りが、現在の司法修習の実態に現れている」と語る。同, pp.94-95.

(87) 同上, p.91.

(88) 従来、司法修習生は、修習期間中の生活費等のため、「国庫から一定額の給与を受ける」とこととされてきたが（給与制）、平成23年11月からは、「修習資金」の貸与というかたちの「貸与制」に変更された。「裁判所法」（昭和22年法律第59号）第67条の2参照。

であると指摘する⁽⁸⁹⁾。

司法修習の改革を、①修習の内容・方法の軽量化・柔軟化、及び、②修習に代わる多様な代替ルートの整備・拡充、により進める考え方もある⁽⁹⁰⁾。①では、「法科大学院との明確な役割分担が前提」となり、「並行して法科大学院の実務教育の充実・強化」が進められなければならない、②は、「法曹像の多様化に対応するもの」とされる⁽⁹¹⁾。山口卓男弁護士は、新制度のもとでは司法修習の意味が根本的に変わったことを銘記すべきであるとして、「司法修習は、法科大学院教育のまとめ・総仕上げとしての『実地見学コース』であり、実務直前の実践的準備過程と位置づけられるべきである。現在の混乱は、この制度上の大転換への認識が不十分なまま、修習に旧来と同様の機能を期待して、過剰な負荷をかけているところから起こっている⁽⁹²⁾と指摘している。

5 新しい時代の法曹の養成

法科大学院には、新しい時代と社会が必要とする役割を担う法曹の養成が期待されている。柏木教授は、「訴訟法曹の教育に特化した法科大学院と司法試験と司法研修所教育は、『社会のニーズに積極的に対応し、公的機関、非営利団体(NPO)、民間企業、労働組合など社会の隅々に進出して多様な機能を発揮し、法の支配の理念の下、その健全な運営に貢献する』法曹に向

いた教育をしていない」とし、「訴訟外法律専門家を育てるには、極く基本的な法律知識を確実に習得させ、法的推論・法的分析及び法的論理操作の仕方を確実に教えることが必須である⁽⁹³⁾と説いている。また、久保利教授は、司法制度改革を、「旧来型の法廷弁護士の増大を求めた」ものではなく、「弁護士が企業や国家公務員や地方自治体の内部に入り込み、一般市民にとって敷居の高い、上から目線の法廷弁護士から、人々に寄りそう厚い層をなした社会生活上の医師への変質を求めた」ものとしてとらえる⁽⁹⁴⁾。そのうえで、日本企業のアジア進出に伴う「M&Aのアドバイスはもちろんのこと日常の子会社経営に日本人弁護士が関与することは必須」であり、「弁護士の活躍の舞台も、日本以外へ拡大していかざるをえない」として、「今までに、いなかったような法曹を一人でも二人でも生み出すことが法科大学院の役割である」と述べている⁽⁹⁵⁾。

ところで、新司法試験の不合格者の進路・就職先は、現状では、ほとんど把握されていないといわれる⁽⁹⁶⁾。そして、「企業のニーズがある涉外事件や会社法案件を担当できる弁護士は足りていない」状況にあり、「中小企業は法的サービスの過疎地帯」であって、法科大学院は企業が求める人材を送り出せていないことも指摘されている⁽⁹⁷⁾。近年における企業内弁護士の増加の背景として、田中弁護士は、「企業にとっ

89) 白浜 前掲注85, p.27.

90) 山口卓男「法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度の展開と司法修習制度の位置づけ—給費制論争と弁護士法25条の示唆するもの—」『法曹養成と臨床教育』Vol.5, 2012, p.63.

91) 同上

92) 山口卓男「新しい法曹養成制度における実務教育の位置づけ—法科大学院における臨床教育と司法修習—」『比較法研究』No.73, 2011, p.100.

93) 柏木昇「訴訟に特化した法科大学院教育とこれから社会が必要とする法曹の教育」『中央ロー・ジャーナル』8(3), 2011.12, p.68.

94) 久保利英明「テストイモニー（第61回）法科大学院の評価基準を変えよう 弁護士が変わる、司法試験も変わる」『The Lawyers』9(7), 2012.7, p.45.

95) 同上, p.46.

96) 「三振者 [新司法試験の不合格者—筆者注] の就職に関する大きな問題の一つは卒業後の進路について統計資料がほとんど無いことがある。特に大中規模校においてはほとんど卒業生の進路をつかんでいないのが現状である」田中恒好「新司法試験を乗り越える法科大学院におけるグローバル教育の可能性」『国際商取引学会年報』Vol.14, 2012, p.254.

ては、法的リスクへの対応ニーズが高まってきていることが挙げられる」⁽⁹⁸⁾とする。そして、「企業の法務部門には、ビジネス推進を支援していく部分がある一方で、企業不祥事が起きないように事業部門を牽制する機能も重要となる。その点で、法律への理解や事実認定能力に加えて、弁護士倫理という職業倫理を兼ね備えている企業内弁護士は法務部門の機能強化に資する人材であるといえる」とし、「法科大学院が学生や既存の弁護士に対して予防法務⁽⁹⁹⁾や契約実務、さらには企業内弁護士のあり方や魅力を伝えるプラットフォームとしての役割を積極的に果たしていくという一つの可能性がある」と指摘している⁽¹⁰⁰⁾。

一方、兵庫県明石市では、平成24年度に弁護士5名、平成25年度に臨床心理士3名、社会福祉士4名を任期付職員として採用し、市長事務部局にいじめ相談に特化した相談窓口を設置して、「いじめ総合相談」を開始している⁽¹⁰¹⁾。ここでは、「臨床心理士職員がスクールカウンセラー、社会福祉士職員がスクールソーシャルワーカー、弁護士職員がスクールロイヤーとして、また教員OB職員がスクールアドバイザーとして、いじめ問題に関して相互に連携しながら総合的かつ臨機応変な対応を行うもの」⁽¹⁰²⁾と

して位置付け、このうち、「弁護士資格をもつ5名は、現在、政策立案・遂行、コンプライアンス体制強化、庁内法務全般、市民法律相談、研修等の様々な業務に携わっている」⁽¹⁰³⁾という。日弁連が行った調査(2012年4月現在)では、1都4県13市3町に36名の法曹有資格者が常勤職員として登用されており(うち23名が任期付職員)、その職務は政策法務、条例制定関係、訴訟事務、債権管理、紛争処理、庁内法律相談、児童虐待対応など幅広い範囲に及んでいる⁽¹⁰⁴⁾。地方分権・地域主権の流れの中で、各自治体において法務能力の向上や法務体制の強化が喫緊の課題⁽¹⁰⁵⁾となるならば、法曹有資格者の需要が大きくなる可能性は十分に考えられるであろう。

6 法学研究者の育成

法科大学院の登場により、今後の法学研究者の養成を危惧する声が少ない。奥田名誉教授は、法科大学院制度の発足とともに法学研究者を志した大学院博士前期課程の学生が激減傾向にあることを指摘する⁽¹⁰⁶⁾。また、顕在化しつつあった法学研究者の減少が加速されて各大学で法学教員の世代交代が深刻な事態となるとする指摘⁽¹⁰⁷⁾や、既存の法学部・大学院との分

(97) 同上, pp.257-258.

(98) 田中努「企業内弁護士の企業における役割と課題」『法曹養成と臨床教育』Vol.6, 2013, p.31.

(99) 「経済取引が活性化し、それにともない法律問題が頻発する社会においては、紛争の発生は不可避的であり、そこではできるかぎり将来発生の可能性がある紛争を未然に予防するための法的措置が求められている。こうした機能を果たすものを『予防法務』という」佐藤幸治ほか編『コンサイス法律学用語辞典』三省堂, 2003, pp.1611-1612.

(100) 田中 前掲注(98), pp.34, 37. 田中弁護士は、「法科大学院が大学にあることはかえって理論と実務のバランスを備えた法曹の養成にとって足かせになっていると言わざるを得ない。今後、法科大学院の統廃合が進むと考えられるが、そのときには法科大学院を大学から切り離すという選択肢も考慮しなければならないのではないだろうか」という。同, pp.38-39.

(101) 泉房穂「兵庫県明石市における専門職の活用と法科大学院卒業生への期待」『法曹養成と臨床教育』Vol.6, 2013, pp.23-24.

(102) 同上, p.24.

(103) 同上, p.25.

(104) 日本弁護士連合会若手法曹サポートセンター「弁護士をはじめとする法曹有資格者の地方自治体職員への登用に関する座談会」pp.2-41. <http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/recruit/data/sosikinai_event_1204.pdf>

(105) 同上, p.58.

(106) 奥田 前掲注(77), p.55.

離を必要以上に要求する制度設計のため、円滑な連携が困難となり、法学研究者養成に支障が生じているとする見解⁽¹⁰⁸⁾がある。さらに「司法制度改革において、法学教育の担い手であるべき研究者養成に関する検討が欠如していた」⁽¹⁰⁹⁾ことや、「法科大学院修了者の博士後期課程への進学者もわずかであり、法科大学院修了者の助教等への任用も一部の大学にとどまっている」ことで、法学研究者養成は法学研究・教育の全体構造の基礎である法学研究者養成のシステムが危機に瀕している⁽¹¹⁰⁾とする指摘もある。

こうした問題を解決するための提案として、戒能名誉教授は、法科大学院を、「専門職大学院という『強制』から解放し、研究大学院の内部にコースとして取り込み、『学識法曹』とともに法学研究者の養成を、研究大学院において行う」ことを挙げている⁽¹¹¹⁾。また、吉村良一教授は、「研究者養成大学院の役割を再認識し、それを中核とした研究者養成システムを再構築することこそが急務の課題である」⁽¹¹²⁾とし、サバティカル制度の確立と活用、研究・教育補助体制の強化とともに、中長期的には法学部を基軸とした法学部、研究者養成大学院及び法科大学院のバランスのとれた制度を目指すべきであるとしている⁽¹¹³⁾。

また、広渡教授は、「法曹養成を一つの要素

にふくみながらも多様な社会的進路を想定して十分な法知識を備えたジェネラリストを送り出すことを教育目標にしてきた」法学部の役割は、法科大学院ができたことで消え去るものではないと語る⁽¹¹⁴⁾。そして、法曹養成教育も研究者の養成と同じ課題を持つべきであるとし、「これからの社会が要求する法律家は、researcher in practice とでもいうべき人材」であり、「法科大学院の任務がこうした人材の養成にきちんと向けられていれば、将来とも法学研究者であろうとする学生と法曹志望の学生が法科大学院で共に学び合うということは、十分に可能な想定である」⁽¹¹⁵⁾として、「法学研究大学院を研究者養成の中心機関としながら、一方で法学部教育、他方で法科大学院の教育との連携を図って、法学研究者の養成を原則的には追求すべきであろう」と提唱している⁽¹¹⁶⁾。

さらに、実務経験を重視する立場から、豊川義明・関西学院大学法科大学院教授（当時）は、「法科大学院制度が法曹養成の中核機関として今後も存続するものならば、ここでは『理論と実務の架橋的教育』を行うものであるから、研究者も法曹資格を得ているほうがのぞましい」とし、「実務経験を経てからの研究者への道がもっと一般的に、普通になるほうがよい」と語っている⁽¹¹⁷⁾。

(107) 戒能通厚「第一部 基調報告 法科大学院と法曹養成制度をいま、問い直す—法科大学院『堅持』でいいのか—」『法と民主主義』No.474, 2012.12, p.14.

(108) 田中 前掲注(19), p.40.

(109) 吉村 前掲注(82), p.19.

(110) 吉村良一「研究者養成システムの危機と再生の方向」『法の科学』No.43, 2012, p.107. 吉村教授は、法学研究者養成システムの危機的状況の背景には、「大学院での教育研究システムの未整備、経済援助の不十分さ、大学院修了者のためのキャリアパスの未整備など、わが国の大学院が抱えてきた問題点が〔大学院—筆者注〕拡充の中でも克服されていない」ということがあり、これに法科大学院の新設の要素が加わったととらえる。同, pp.107-108.

(111) 戒能 前掲注(107), p.14.

(112) 吉村 前掲注(82), p.20.

(113) 同上

(114) 広渡清吾「法科大学院と研究者養成」『IDE—現代の高等教育』No.466, 2005.1, p.33.

(115) 同上, p.35.

(116) 同上, p.36.

(117) 豊川義明「法学研究者養成の課題—法科大学院の現状と法学研究のゆくえ—」『日本の科学者』47(5), 2012.5, pp.26-

Ⅲ 法科大学院に求められる法学教育

1 法科大学院における法学教育の特徴

法科大学院教育が従来の法学部教育と異なる点⁽¹¹⁸⁾としては、①法曹養成の観点から法律教育の方法・内容が再構築されている、②司法研修所の前期修習の内容を含む実務教育科目を設置している、③法律基本科目と実務基礎科目を連動させる教育的配慮がなされている、④研究者教員と実務家教員が共同して教える体制がつくられている、⑤専門性のある法曹となるために多様な選択肢が用意されている、などがあるといわれる⁽¹¹⁹⁾。しかし、そうした教育は、新司法試験が実施され、合格率が年々低下するなかで、司法試験予備校教育に堕してしまったりもよく、司法試験合格率を上げるための教育を強いられている⁽¹²⁰⁾とも指摘される。

多様な人材による法曹養成を行うためには、「新しい職域の開拓を果敢に推し進める」⁽¹²¹⁾ことも必要となる。越後純子・金沢大学特任准教授は、「プロセスとしての法曹養成に、新しい領域の継続（卒後）教育の機能を組み込み、強化することが不可欠である」⁽¹²²⁾とする。そのうえで、法科大学院を「制度として維持することを考えた場合には、法曹を養成する側が新しい領域に向けた卒後教育を担う以外に、拡大の方

向性は維持できない」とし、「法科大学院においては、司法研修所では確保できない、多彩な領域の専門性を持った人材が教育を担っている。このような人材を確保するためには、多様なプラットフォームが必要になる。特に、夜間開講したり、地方に設置された法科大学院は、未だ規模が小さいながら、従前取り込むことが難しかった多様な人材を輩出している」と述べている⁽¹²³⁾。

新しい法曹養成のための教育には、法曹の活動を必要とする新たな領域も視野に入れ、若手法曹の継続教育にも及ぶ内容が期待されているといえよう。

2 新たな法学教育の内容と方法

(1) 法学教育の内容

法科大学院教育においては、「理論と実務の融合」が重視されるが、理論をより重視する観点からは、「実務との架橋を強く意識した教育」は法科大学院に特殊なものではないとして、「法科大学院で行われる教育は、理論教育が基本とされるべきである」⁽¹²⁴⁾とする見解がある。この見解では、「学生が法律学を体系的に理解し、法的思考能力と批判的創造能力を身につけることを手助けすることが、研究者教員に最も期待される重要な役割であり、それは実務家教員には果たすことが困難なものである」とする。こ

(118) 奥田名誉教授は、従来の法学教育では、法曹実務家の関与がほとんどなく、教員自身が実務経験を持つこともなかったが、それが制度的に可能になり、学生も「生きた法学教育」を経験することができるとして、法科大学院制度は画期的なものであると語る。奥田 前掲注(77), p.56.

(119) 富崎おり江「名古屋大学法科大学院における ICT を活用した法曹の養成」『名古屋大学法政論集』No.250, 2013.7, p.631.

(120) 柏木 前掲注(93), p.52.

(121) 青山 前掲注(4), p.72. 弁護士の職域の拡大に関しては、水上貴央弁護士が、訴訟代理業務は安定的で収益性が高いのに対し、訴訟以外の新たな分野は、独占的な報酬体系が未確立で、十分な報酬を得ることも難しく、訴訟法務以外の分野まで手を出すと、ノウハウや技術の習得に不安が生じる点を挙げる一方で、社会的ニーズとして、訴訟以外で弁護士を必要とする場面は多数存在するとして、行政評価、条例制定などの政策法務、コンサルティング、立法支援等の事例を挙げている。水上貴央「訴訟法務に限られない法曹の活躍の場—経験と私見—」『法曹養成と臨床教育』Vol.6, 2013, pp.40-41.

(122) 越後純子「現代リーガル・プロフェッションの職域拡大と法科大学院教育の使命」『法曹養成と臨床教育』Vol.6, 2013, p.47.

(123) 同上, pp.50-51.

(124) 森山 前掲注(58), pp.116-117.

れに対し、実務をより重視する観点からは、「プロフェッションはプロフェッションにしか育成できない。したがって、未知の領域を担っているプロフェッションのいない現場において、プロフェッションの養成はできない」という点が強調される⁽¹²⁵⁾。

法科大学院に要請される法学教育の基礎となる法曹に必要な知識・能力に関しては、四宮啓・國學院大學法科大学院教授が、米国のカーネギー財団が2007年に発表した『法律家を育てる：法律専門職の養成』⁽¹²⁶⁾（以下、「カーネギー・レポート」という。）の中でうたう「法学教育の3大要素」⁽¹²⁷⁾と関連付けながら、法律実務家に必要な能力として、a) 課題発見能力、b) 情報収集能力（カーネギー・レポートの②）、c) 課題解決方策の発見能力（同①）、d) 解決方策を説得する能力（同②）、e) 倫理的行動能力（同③）⁽¹²⁸⁾を挙げており、参考にされよう。

また、新たな法曹養成の視点から、国際的に活躍できる法曹の養成を重視する福原紀彦・中央大学法科大学院教授は、「日本の法曹資格を国内の需要に限定して論じるだけでなく、アジアで世界で活躍できる人材を養成することをめざさなければならない時代が、もう到来しているといえる」とする⁽¹²⁹⁾。法曹の国際的な活動は、

特に企業法務と関わるが、柏木教授は、「企業法務のなかのリーガル・リスク管理では、必要なことは法的リスクを察知することが第1である。そのためには、精密な法理論は不要である。このような感覚を養うためには、新聞や法律雑誌を読み、いま何が起きてそれが、どのようなインパクトを企業に与えているかを知ることである」という⁽¹³⁰⁾。そして、「社会の変化と世論の変化に応じてリーガル・リスクが変化することが多い」ため、「このようなリーガル・リスクの微妙な変化を捉えることも、企業法務の重大な役割である」と語っており⁽¹³¹⁾、法学教育の新たな内容として留意されよう。

(2) 法学教育の方法

各法科大学院では、法学教育の方法に様々な工夫を試みている。例えば、一橋大学法科大学院では、学生と教員が様々なかたちで助け合いながら一体となって取り組む学修が、結果的に司法試験の合格率の高さの維持にもつながっているという⁽¹³²⁾。また、名古屋大学法科大学院では、事後の学修を効果的に行うことができる講義収録システムを整備し、活用している⁽¹³³⁾。また、静岡大学法科大学院のように、兼任⁽¹³⁴⁾の完全解消による専任教員の授業負担の大幅軽減

⁽¹²⁵⁾ 越後 前掲注⁽¹²²⁾, pp.48-50.

⁽¹²⁶⁾ William M. Sullivan et al., *Educating Lawyers: Preparation for the Profession of Law*, San Francisco: Jossey-Bass, 2007. 以下の日本語訳がある。ウィリアム・M. サリバンほか（柏木昇ほか訳）『アメリカの法曹教育』（日本比較法研究所翻訳叢書 64）中央大学出版部, 2013.

⁽¹²⁷⁾ ①法的分析能力（legal analysis）、②実務家にとって必要な技能（practical skill）、③法曹としての自覚（professional identity、法曹倫理、専門職責任が含まれる）の3つ。四宮啓「臨床法学教育学会2010提言の正当性と具体化の実践例—実務家教員の視点から—」『法曹養成と臨床教育』Vol.4, 2011, p.35.

⁽¹²⁸⁾ 同上, pp.36-37.

⁽¹²⁹⁾ 福原紀彦「中央大学法科大学院における改革の現状と課題」『ロースクール研究』No.19, 2012.5, pp.12-13.

⁽¹³⁰⁾ 柏木 前掲注⁽⁹³⁾, pp.54-55.

⁽¹³¹⁾ 同上, p.55.

⁽¹³²⁾ 「ていねいな入学試験選抜プロセスによって優秀な法科大学院生を確保し、その学生が大学側の期待に応じて自らしっかり勉強していること」（「自助」）、「大学院側が学生の勉強できる好適な環境を提供」し、「教員が手を抜くことなく熱心に教育指導していること」（「公助」）、「学生同士が助け合って勉強していること」（「共助」）があるという。松本恒雄「日本の法科大学院制度と新司法試験及び予備試験の現状と展望—一橋大学の経験を踏まえて—」『一橋法学』12(1), 2013.3, pp.26-27.

⁽¹³³⁾ 富崎 前掲注⁽¹¹⁹⁾, p.632. このシステムは、「年々、収録した講義へのアクセス数が増えて」おり、「学ぶ意欲が高い学生の利用率が高い」という。同, pp.653, 656.

減等で教育充実に向けた組織の体制整備・強化、授業マネジメント強化等の授業内容・方法に関する教員間の共通認識形成のための取組み、法曹資格取得後の弁護士事務所への就職支援活動等を行い、地域で活動する法曹の育成に努めているところもある⁽¹³⁵⁾。

また、教育方法は、教員に依存するが、山口弁護士は、「法科大学院の教育を担う者は、法科大学院で養成される者と同種の人材であるべきである」とし、「法科大学院を修了し、一定の実務経験と研究・教育歴を併せ持つ者が望まれる」と指摘する⁽¹³⁶⁾。さらに、「法曹養成の方法論としての臨床法学教育⁽¹³⁷⁾が、実務家を育てるために重要である」と説く宮川成雄・早稲田大学法科大学院教授は、臨床法学教育を実践してきた教員の教育経験の継承とともに、「法科大学院で臨床教育科目を履修した若手法曹を、新しい世代の実務家教員として養成することも、臨床法学教育の今後の発展にとって欠かすことのできない有用な課題である」と述べている⁽¹³⁸⁾。

法科大学院が実務家の継続教育に果たす役割については、米倉名誉教授が、実務家となった人々に対して、法科大学院はOJTとは別に、最新の学問的知見を提供することにより、実務

家としての質の維持に貢献するための役割を果たさなければならないとする⁽¹³⁹⁾。

法曹養成を担う以上、法科大学院教育には、近年の臨床法学教育等も取り入れながら、実務家教員の経験を活かした内容と方法が欠かせないが、同時に、先端分野や国際的活動にも目を向け、学識と法曹倫理を備えた法曹養成の取組みが求められることになろう。

IV 米国及び韓国の法曹養成教育

法曹養成の国際的な潮流として、①学術環境下での法曹養成教育の強化と実務経験を通じた学修・研さん、②プロフェッション集団としての法曹自身による後継者養成への関与の強化、③裁判官中心の法曹養成から当事者法曹たる弁護士養成中心への転換、などの特徴があるとされる⁽¹⁴⁰⁾。また、グローバルな取引の拡大に起因する各国に共通の動きとして、①国際的な取引紛争の増加により、国際競争力のある法曹の養成が要請される、②取引のグローバル化が国内においてもリーガル・サービスの需要を増大させ、それに応えるための弁護士業務の市場化・ビジネス化が多数の法律家を求めている、③法的サービスの高度化に伴う法曹養成コストが増

⁽¹³⁴⁾ 「兼任」とは、「当該大学の当該学部等以外の学部等に専任教員として所属する者」を指す。「認可申請及び届出に係る書類の見方」文部科学省 HP <http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/secchi/08010910.htm>

⁽¹³⁵⁾ 静岡大学法科大学院 FD 専門委員会「静岡大学法科大学院における教育改善のための取組みについて」『静岡法務雑誌』No.4, 2012.3, pp.22-26.

⁽¹³⁶⁾ 山口 前掲注92, p.94.

⁽¹³⁷⁾ 「司法研修所の前期集合修習において要件事実論や事実認定の基礎を学んだ上で、これに続く実務修習においてその応用を体験するというプロセスを、法科大学院教育に置き直し、大学という場の特質（自由な学術環境）に即して再構成したものが、まさに臨床法学教育の手法と言える」同上, pp.97-98. 法科大学院カリキュラムにおける臨床教育科目は、「学生を現実にあるいは模擬的に実務の環境に置いて、法知識及び法理論の理解を促進すると同時に、実務技能の修得と専門職倫理と価値観を効果的に涵養することができる点」において重要であるとされる。宮川成雄「法曹養成制度の検討に関する学会『提言』（2010年5月）の経緯と臨床法学教育学会の役割」『法曹養成と臨床教育』Vol.4, 2011, p.22. 臨床法学教育学会は、「リーガル・クリニック（LC）、エクスターンシップ（ES）、シミュレーション（SM）などの臨床教育科目の選択必修化を提言している」。松本克美「法律基本科目について—研究者教員の視点から—」『法曹養成と臨床教育』Vol.4, 2011, p.27.

⁽¹³⁸⁾ 宮川 同上, p.26.

⁽¹³⁹⁾ 「世の中に立った実務家をもう一度、法科大学院の門をくぐるという気にならせるためには、同教員〔法科大学院の教員—筆者注〕個人の学問的研さんのほか、教育機関として、科目に学際性、国際性を濃厚にもたせ、その科目数も多く、バラエティに富むもの」としなければならないという。米倉 前掲注83, pp.76-77.

⁽¹⁴⁰⁾ 丸島俊介「法曹養成制度改革の到達点と課題を巡って」『比較法研究』No.73, 2011, p.117.

大している、ことが指摘されている⁽¹⁴¹⁾。こうした流れも踏まえ、以下では、わが国の法科大学院が参考にした米国のロースクールと、わが国の法科大学院を参考にした韓国の法学専門大学院について、現状と課題を概観しながら、わが国の法科大学院が学ぶべき点を探ることにしたい。日本、韓国及び米国のロースクールの概要は、表1のとおりである。

1 米国のロースクール

(1) ロースクールと法曹養成を取り巻く現状

米国法曹協会 (American Bar Association: ABA) により認定された203校(2014年3月現在)のロースクール⁽¹⁴²⁾では、教員と学生の発問・討論を主体としたソクラティック・メソッド⁽¹⁴³⁾などの双方向授業が多く利用され、実務を重視した臨床法学教育が行われている⁽¹⁴⁴⁾。ABAは、認定ロースクールに対して、「法曹試験合格だけを目的とする教育をすべきではないと指導している」⁽¹⁴⁵⁾といわれ、2012年の法曹試験の合格率は67%(全体)、初回受験者と再受験者の合

格率はそれぞれ77%、35%となっている⁽¹⁴⁶⁾。わが国の法科大学院は、アメリカのロースクールがモデルであるといわれたが、「アメリカのロースクールではカリキュラムの編成は各校の自主性に任されている。ロースクールの全国組織が一応の基準を定めているが、連邦政府や州政府による規制や干渉はない」というように、大きな違いがあることも指摘されている⁽¹⁴⁷⁾。

法曹試験 (Bar Exam) は州ごとに行われ、「ほとんどの州で、受験者は、別途実施される法曹倫理試験に合格しなければならない」⁽¹⁴⁸⁾が、どの州も法曹試験の合格者の人数を制限していないため、「法曹として必要な資質・能力を備え、高い道徳心を持つ者 (good moral character) であれば全員合格」させ、合格率も高い⁽¹⁴⁹⁾。米国では、「法曹試験の合格ではなく、評判の高いロースクールをよい成績で卒業したことが、よい就職先 (一流法律事務所、あるいは裁判所クラーク) を獲得する決め手となり、法曹としての将来を左右する」⁽¹⁵⁰⁾ともいわれる。ロースクールの共通の方針として、「実際の裁判事件を学生

⁽¹⁴¹⁾ 瀬川信久「法科大学院の経験と目指すべき法曹像」『比較法研究』No.73, 2011, pp.103-104.

⁽¹⁴²⁾ “ABA-Approved Law Schools,” American Bar Association HP <http://www.americanbar.org/groups/legal_education/resources/aba_approved_law_schools.html>

⁽¹⁴³⁾ 「ソクラティック・メソッドは、第1学年において支配的な地位を占める教育方法であり、分析的・批判的思考を鍛える手段として比類のないものである」という。柳田幸男, ダニエル・H. フット『ハーバード卓越の秘密—ハーバードLSの叡智に学ぶ—』有斐閣, 2010, p.27.

⁽¹⁴⁴⁾ 臨床法学教育の教育形態として、「学生が現実の依頼者に臨床教員の指導監督の下に法律サービスを提供するライヴ・クライアント型の教育方法論」であるリーガル・クリニック (legal clinic)、「特定の実務技能 (例えば証言録取 (deposition) の技能) を、ロールプレー等を用いて学生に修得させるシミュレーション型や、学生をロースクール外の法律事務所などに派遣して法実務を学ばせるエクスターンシップ型がある」とされる。宮川成雄「アメリカの法曹養成制度—徒弟的法曹養成から学術環境における教育へ—」『比較法研究』No.73, 2011, p.11. 近年、ロースクールでは、実務界からの要請を踏まえた法曹実務能力を身に付けるための実務教育や、実際の法律実務を通じた教育や実務類似体験によるクリニカルプログラムが定着してきているという。鈴木修一「変化する米国ロースクールの教育現場—ソクラテスメソッドから実務教育重視へ—」ジュリナビ, 2013.8.5. <<https://www.jurinavi.com/gyoukai/blawg/130805.php>>

⁽¹⁴⁵⁾ 滝川敏明「米国ロースクールの教育と経営—わが国法科大学院は何を学ぶべきか—」『国際商事法務』31(1), 2003, pp.5-6.

⁽¹⁴⁶⁾ 西田俊一「アメリカロースクール卒業後の現実—アメリカにおける司法試験合格率、就職状況、就職後1年目の年収等—」『司法法制部季報』No.134, 2013.10, p.110.

⁽¹⁴⁷⁾ 藤倉皓一郎「どうなる日本の法科大学院」『国際文化会館会報』22(1), 2011.6, pp.64-66. 藤倉皓一郎・同志社大学法科大学院教授 (当時) は、日米に共通する課題として、学費が高いことと、学生が高額なローンを抱えている点を指摘する。同, p.67.

⁽¹⁴⁸⁾ 柳田・フット 前掲注⁽¹⁴³⁾, p.145.

⁽¹⁴⁹⁾ 同上, p.152.

に経験させるためのプログラム」であるリーガル・クリニックの実施があり、ロースクール内の法律事務所に位置付けられたクリニックでは、学生の教育と地域社会への貢献を目的に掲げた活動が行われているという⁽¹⁵¹⁾。

米国では近年、法律事務所（ローファーム）における業務の減少により、新人弁護士の需要の増加は期待できないともいわれている⁽¹⁵²⁾。しかし、カリフォルニア大学ヘイスティングス・ロースクール教授も務める宮澤教授は、米国経済の停滞に伴うローファームの採用の激減によりロースクール修了者の3分の1以上が職場を得ることができず、職場を得た者でも給与が低下する一方、ロースクールの授業料は高額となり、出願者総数も減少を続けていることが伝えられているが、「米国のロースクール教育は進化を止めたわけではない」と指摘する⁽¹⁵³⁾。ロースクールにおける教育の取組み⁽¹⁵⁴⁾は、常に教

育方法に工夫を凝らし、実務教育を革新し、また、「教育内容の見直しは、法知識や法曹技能だけでなく、法曹としての価値観の醸成にも向けられている」という⁽¹⁵⁵⁾。

また、ロースクールの継続教育も注目されている。ABAは、ロースクールの認定とともに、継続教育の取組みにも力を入れており、各州の弁護士会ごとに義務化されている継続的法学教育（Mandatory Continuing Legal Education: MCLE）のモデル・ルールを1989年に策定し（1996年、2004年に改定）、その中で現役のすべての弁護士に毎年15時間の継続教育を課すこととした。具体的には、認定の継続教育コースの受講、自己学修・教育活動、継続教育に関わる著作、コンピュータを利用した教育、法律事務所内の研修が挙げられている⁽¹⁵⁶⁾。

また、ロースクールには、市民のための法教育の実施の役割も期待されている⁽¹⁵⁷⁾。

(150) 滝川 前掲注(145), p.1.

(151) 同上, p.10.「クリニックにおいては、法曹倫理（ethical issues）を学生に教えることが重要である」とされる。また、「クリニック教育の一環として、エクスターン（Judicial Externship）も実施しているロースクールが多い。人権団体などのNGOに学生が勤務して法律業務を行うのが典型的なエクスターンプログラムである」という。

(152) 「ローファームは、海外などへ安価なコストで法律事務の外部委託（アウトソーシング）を行ったり、優れた検索ソフトウェアの導入によって必要な法律関係資料の検索が簡単にできるようになり、今までこういった（単純）業務に従事してきた多くの弁護士ポジションの削減が可能になったからである」という。西田俊一「アメリカの法曹養成制度の現状と問題点—日本の法曹養成制度の現状との比較において—」『司法法制部季報』No.133, 2013.6, pp.36-37.

(153) 宮澤節生「米国ロースクール教員の現場レポート(1)LL.M. オリエンテーションはどのように行われているか」『NBL』No.1012, 2013.11.1, p.32.

(154) ロースクールの教育は、1992年のマクレイト・レポートの影響を受けた法学教育改革、2007年のカーネギー・レポート以降、理論、技能及び専門職価値観の統合的教育を目指した取組みが行われているとされる。宮川成雄ほか「法曹教育とアメリカ法科大学院協会の役割—2008年度年次大会参加報告—」『臨床法学セミナー』No.5, 2008.9, p.97. ロースクールの歴史に関しては、以下を参照。宮川 前掲注(144), pp.4-17. マクレイト・レポートは、「法曹志望者がプロフェッショナルとしての法曹に成長する過程は継続的なものであり、その成長を支援するのはロースクールと実務界双方の責任である」ことを明らかにしたという。大坂恵里「アメリカの法学教育改革におけるマクレイト・レポートの影響」『比較法学』40(2), 2007, p.214. <<http://www.waseda.jp/hiken/jp/public/review/pdf/40/02/ronbun/A04408055-00-040020175.pdf>> マクレイト・レポートは、以下を参照。日本弁護士連合会編（宮澤節生・大坂恵里訳）『法学教育改革とプロフェッショナル—アメリカ法曹協会マクレイト・レポート—』三省堂, 2003. (原書名: American Bar Association Section of Legal Education and Admissions to the Bar, *Legal Education and Professional Development – An Educational Continuum, Report of the Task on Law Schools and the Profession: Narrowing the Gap*, 1992.) カーネギー・レポートの検討については、以下を参照。宮澤節生ほか「セミナー 法曹教育とアメリカ法科大学院協会の役割—2008年度年次大会参加報告—報告者2」『臨床法学セミナー』No.5, 2008.9, pp.101-110. カーネギー・レポートは、サリバンほか（柏木ほか訳）前掲注(126)を参照。

(155) 宮川 前掲注(144), p.4. 宮川教授は、「これらの取り組みはロースクールが大学という学術環境にあればこそ実現したことであるといえる」という。

(2) ロースクールと法曹養成の課題

法曹養成制度改革の動きとしては、①ロースクールの修業年限を現在の3年から2年にする、②専門職種がなく弁護士がその一部を担っている、わが国でいえば司法書士、行政書士のような業務に関わる「限定免許の法律家」(limited-license legal technicians)の養成の取組み、③授業料値上げをやめ、州内在住者と州外在住者の差を設けることもやめるロースクール自身の取組み、などがあることが伝えられている⁽¹⁵⁸⁾。

また、米国ロースクール協会 (Association of American Law Schools: AALS) の2008年以降の年次大会では、ロースクール教育のグローバル化がテーマの一つに取り上げられ、その議論は、「教育のグローバル化の必要性を唱える段階から、具体的なカリキュラム編成や教育技法へと進み、さらにはその成果の弁護士市場での活用に及んでいる」⁽¹⁵⁹⁾という。ニューヨーク大学ロースクールのグローバル教育では、外国人客員教授を招聘しての教育内容のグローバル化や、J.D.⁽¹⁶⁰⁾学生を在学中に外国の環境に送り出す制度などが取り組まれており⁽¹⁶¹⁾、米国の「ロースクール教育のグローバル化は、着実に進展している」⁽¹⁶²⁾といわれる。

これに対し、ワシントン大学ロースクールの

ブライアン・タマナハ (Brian Z. Tamanaha) 教授は、大手法律事務所の雇用に関する調査や企業法務の就職事情などから、これまで新人弁護士が担ってきた仕事が安価な法律サービスに取って代われ、その採用が少なくなっていることや⁽¹⁶³⁾、「法律問題を抱えた低所得者の5人に1人も弁護士の支援を受けられない」状況があり、米国「国内どの州でも民事事件において弁護士抜きで進めている人の数が驚異的に増えていることが報告されている」ことから、「法律家の援助を受けられない相当多くの法律需要と、仕事を見つけることができないたくさんの法律家が同居することになる」と指摘している⁽¹⁶⁴⁾。そして、同教授は、ロースクールの問題点として、金持ちでないと法曹を目指せない傾向があり、景気変動と関係なく法曹志望者は減り続けており、法律需要より多くのロースクール卒業生を輩出し続けるため就職困難を引き起こし、卒業生は膨大な借金を抱え、多くの若手弁護士は借金返済のために企業法務を目指す、ことなどを指摘している⁽¹⁶⁵⁾。同教授は、「安価な費用でよい法律家を養成する」ためには、「ロースクールだけで実務の養成ができるという考え」を改め、ロースクールの授業時間の3分の1を減らしたり、教授陣の利益のための規則等を削

⁽¹⁵⁶⁾ 中網栄美子「米国ロー・スクールの継続教育について—法科大学院における継続教育を考える—」『法曹養成対策室報』No.3, 2008.3, p.108. この中では、ABAのCLEセンターが提供するプログラムや各州の弁護士会が提供するプログラム、他の継続教育を行っている機関として全米法廷技術研究所 (National Institute for Trial Advocacy: NITA)、学外機関と提携したミシガン大学等の事例が紹介されている。同, pp.109-113.

⁽¹⁵⁷⁾ 米国ロースクール協会 (Association of American Law Schools: AALS) の2008年大会では、サンドラ・デー・オコナー (Sandra Day O'Connor) 前連邦最高裁判事が、アメリカ市民の法知識の現状を危惧し、ロースクールによる一般市民向け教材の作成、裁判所の役割や司法の独立についての情報提供を促したという。宮川ほか 前掲注⁽¹⁵⁴⁾, p.111.

⁽¹⁵⁸⁾ 西田 前掲注⁽¹⁵²⁾, p.38.

⁽¹⁵⁹⁾ 宮澤節生「米国ロースクール教員の現場レポート(4)第1クール完 ロースクール教育のグローバル化とUCヘイスティングスの取組み」『NBL』No.1020, 2014.3.1, p.78.

⁽¹⁶⁰⁾ 多くのロースクールには、わが国の「法務博士」に相当するJ.D. (Juris Doctor)の上位コースとして、LL.M. (Master of Laws: 法学修士)、S.J.D. (Doctor of Juridical Science: 法学博士)取得のためのコースが設けられている。中網前掲注⁽¹⁵⁶⁾, p.111.

⁽¹⁶¹⁾ 宮澤 前掲注⁽¹⁵⁹⁾, pp.75-76.

⁽¹⁶²⁾ 同上, p.80.

⁽¹⁶³⁾ タマナハ (樋口・大河原訳) 前掲注⁽⁵⁰⁾, pp.204-207.

⁽¹⁶⁴⁾ 同上, pp.207-208.

⁽¹⁶⁵⁾ 樋口 前掲注⁽⁵⁰⁾, p.259.

除したりすることで、ロースクールは学生が法律家になるための訓練に焦点を絞ったカリキュラムを自由に立てることができるようになり、「法学教育市場における自分たち特有の使命と得意分野に適したプログラムを設計するようになるであろう」⁽¹⁶⁶⁾とする。

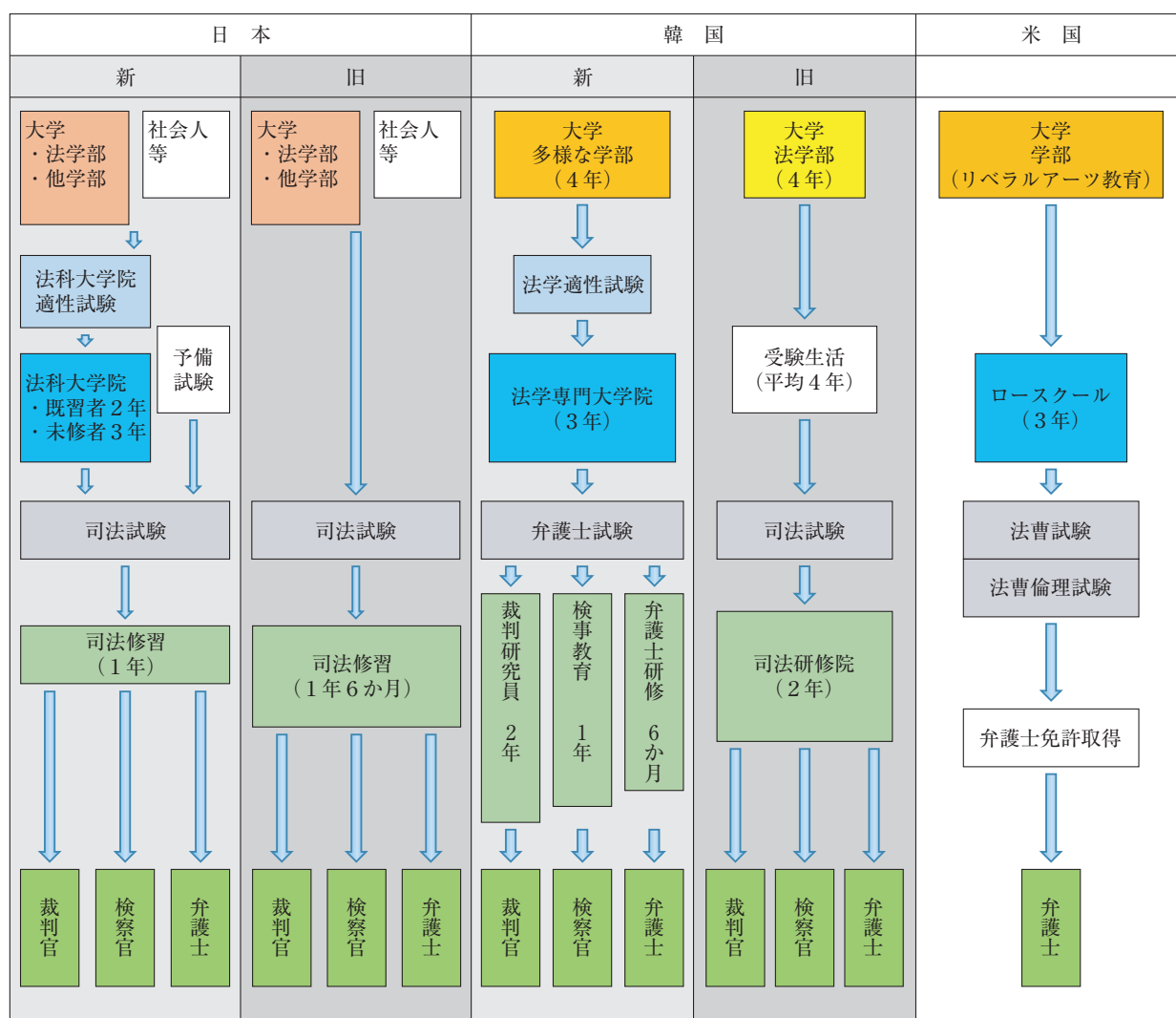
ロースクールには、法曹活動の新たな領域や役割に応える教育が求められるとともに、法曹需要をはじめ、法曹養成や法曹を取り巻く状況

を的確に把握することも、重要な課題として突き付けられていることが窺える。

2 韓国の法学専門大学院

わが国の法科大学院と韓国の法学専門大学院が抱える主な課題は表4、新旧の法曹養成プロセスは図7のとおりであり、共通点も少なくないことがわかる。

図7 法曹養成のプロセス



(注) 現職教育及び継続教育に係る部分は省略した。米国の裁判官、検察官は選挙等で選ばれるため、この図では除外した。
 (出典) 宮澤節生「法科大学院制度の成果と課題」『都市問題研究』58(4), 2006.4, p.31; 金炯料・李厚東「韓国法曹養成制度の現状」『法の支配』No.169, 2013.4, p.19の各図; 池田雅子ほか「アメリカの法曹養成制度」『法曹養成対策室報』No.5, 2012.3, pp.42-45の記述を参考に筆者作成。

(1) 新しい法曹養成システムと法学専門大学院の特色

韓国では、2007年7月に「法学専門大学院の設置及び運営に関する法律」⁽¹⁶⁷⁾が制定され、2008年8月には全国25の大学に法学専門大学院の設置認可が確定して⁽¹⁶⁸⁾、2009年3月から新制度がスタートした⁽¹⁶⁹⁾。新制度は、それまでの司法試験中心の法曹養成のもとでの法学教育の閉鎖性と専門人材養成の不十分さを乗り越えるために導入されたもので⁽¹⁷⁰⁾、「従来の司法研修院による法曹養成システムから法学専門大学院による法曹養成システムへの制度変更は、韓国司法史の一線を画する画期的な事件で、法曹養成システムの一大変革ともいえる」⁽¹⁷¹⁾とされる。また、「ロースクール制度の導入は従来の法科大学の教育が実際問題の解決に役に立たない教養と理論中心の教育であり、それに裁判官中心の法曹養成機関である司法研修院での2

年間の教育では国際的競争力のある法曹人を養成し難いという問題意識から出たものである」⁽¹⁷²⁾ことも指摘されている。

また、制度改革の背景には、裁判官や検察官を退官して開業した弁護士に有利な判決が下されるといった法曹界の悪弊⁽¹⁷³⁾や、彼らが幅を利かせて金儲けをし、弁護士会を支配するなどの腐敗構造に対する国民の不信や批判が強く、国民の司法への信頼回復が求められていた状況なども指摘されている⁽¹⁷⁴⁾。

法学専門大学院制度の特色としては、①設置認可数と学生定員の限定、②学部段階での法学教育を前提にしない一元的な課程、③弁護士資格試験における高い合格率の保障、などが挙げられている⁽¹⁷⁵⁾。各法学専門大学院の入学定員は、「各法学専門大学院の教員・施設及び財政をはじめとする教育環境や全国の入学定員総数等を総合的に考慮し、教育部長官〔日本の文部

⁽¹⁶⁶⁾ タマナハ（樋口・大河原訳）前掲注50, pp.209-210. これにより、学問面に重心を置くロースクール、技術志向のロースクール、2年制、3年制等、様々なスタイルのロースクールができることで、「ロースクール志望学生は、自分たちが払える価格で自分たちが望む教育プログラムを選択できるようになる」という。同, p.211. タマナハ教授は、「低いコストで良質の教育を提供することを使命とすることを維持している州立ロースクールに希望が残されている」とし、「2万ドルよりずっと安い授業料を維持している優秀な州立ロースクールがたくさんある」として、そこにロースクールの明日を託している。同, p.222.

⁽¹⁶⁷⁾ 同法については、以下を参照。金炳学訳「外国法民事訴訟法研究」23大韓民国法学専門大学院（ロースクール）設置、運営に関する法律・同施行令邦語訳『比較法学』44(2), 2010, pp.249-265. <<http://www.waseda.jp/hiken/jp/public/review/pdf/44/02/ronbun/A04408055-00-044020249.pdf>>

⁽¹⁶⁸⁾ 金炯科・李厚東「韓国法曹養成制度の現状」『法の支配』No.169, 2013.4, p.18.

⁽¹⁶⁹⁾ “Qualifications,” Korea Bar Association HP <http://www.koreanbar.or.kr/eng/sub/sub02_05.asp>; 藤原夏人「立法情報 韓国 法曹界の新しい動き—ロースクール出身弁護士の誕生—」『外国の立法』No.253-1, 2012.10, pp.24-25. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3567836_po_02530109.pdf?contentNo=1> 参照。

⁽¹⁷⁰⁾ 金・李 前掲注⁽¹⁶⁸⁾, p.18.

⁽¹⁷¹⁾ 関永盛「韓国の新しい法曹養成制度—法学専門大学院制度の導入経緯と現況—」『比較法研究』No.73, 2011, p.68.

⁽¹⁷²⁾ 同上, p.69. 「韓国の法学専門大学院が養成の目標とする法曹人モデルはドイツ若しくはフランスのような法曹官僚モデルではなく米国式法律専門家モデルに近いものと判断できる」という。

⁽¹⁷³⁾ 藤原 前掲注⁽¹⁶⁹⁾, p.25.

⁽¹⁷⁴⁾ 鈴木秀幸「韓国の法曹養成事情」『法と民主主義』No.470, 2012.7, p.27. 韓国の法学研究者・弁護士から聞き取り調査を行った鈴木秀幸弁護士は、法学専門大学院は、韓国の国際的な企業が競争力強化の一環として大量の法律実務家を必要と考え、作ったものであることを指摘している。同, p.28. 従来の法曹養成制度には問題点として、①過度な司法試験対策のための勉強による弊害。具体的には受験の長期化、法学教育の荒廃など、②司法研修院の弊害。合格者の多くが弁護士になる一方で、司法研修院の重点は裁判官、検察官の養成に置かれ、弁護士の養成として脆弱であり、また、司法研修院での教育が法曹としての仲間意識となれ合いをもたらし、③社会のニーズに合った多様で競争力のある法曹を輩出できない。すなわち、司法研修院の教育では、国際化に対応する能力を備えた弁護士や専門分野に強い弁護士を養成するには極めて不十分である、などがあつたといわれる。三澤英嗣「韓国の法曹養成制度」『法曹養成対策室報』No.5, 2012.3, pp.2-3.

⁽¹⁷⁵⁾ 井上正仁「日韓共同シンポジウムについて」『法学教室』No.383, 2012.8, p.135.

科学大臣に相当一筆者注]が大統領令の定める範囲内で決定する」⁽¹⁷⁶⁾ になっている。また、法務部（日本の法務省に相当）が毎年1月に実施する弁護士試験は、法学専門大学院の卒業生又は当該年度の2月卒業予定者が受けるもので、これに合格すれば弁護士資格を取得することができ、合格率も極めて高い⁽¹⁷⁷⁾。法学専門大学院は、法学界や法曹界等からのメンバーから成る「法学教育委員会」が「設置認可の審査、各校の学生定員の検討を行い、その結果を踏まえて、最終的には教育科学技術部長官⁽¹⁷⁸⁾が設置を認可」する仕組みになっている⁽¹⁷⁹⁾。また、法学専門大学院の評価は、「法学専門大学院評価委員会」が5年ごとに行うものとされ、当該委員会評価の2年前に各校で自己評価が行われる⁽¹⁸⁰⁾。

(2) 法学専門大学院の課題

法学専門大学院の課題としては、①実務教育の必要性（実務家教員採用、実務教育のための予算確保、実務家教員に対する実務知識の再教育）、②弁護士資格試験と法学専門大学院教育（弁護士資格試験はロースクールの教育課程で習得した知識を確認するような内容の絶対評価方式で行われるべきとの観点から、選択科目試験の科目調整等の必要性など）、③教員養成問題（法律学教授となる人材の養成、研究者人材の確保）、④法曹有資格

者の進路（大量の弁護士の就職難）、が指摘されている⁽¹⁸¹⁾。特に、大量の弁護士の養成が生み出す弁護士の就職難の問題への対応は、当面の大きな課題であり、また、司法改革の視点からは、「法学専門大学院制度の導入を通じて『法曹養成および選抜制度』の内容と質を高めて国民がより廉価で良質の法律サービスを受けられるようにするという司法改革の本来の趣旨をいかに生かすかが当面の課題」⁽¹⁸²⁾となることも指摘されている。「韓国の弁護士会は、設計当初から現在まで、法学専門大学院に反対し、その後も、減員を求めている」⁽¹⁸³⁾といわれ、司法試験の合格者数の増加と法学専門大学院制度の導入により、若い弁護士が量産され、弁護士として定着する過程で深刻な生き残り競争を強いられているともいわれる⁽¹⁸⁴⁾。

こうした中で、弁護士予備試験制度導入の議論が交わされている。弁護士予備試験制度は、法学専門大学院の教育課程を履修しない者を対象に予備試験を実施し、合格した者に弁護士試験の受験資格を付与する制度である⁽¹⁸⁵⁾。賛成論では、①大学学部4年、法学専門大学院3年を修了するには多額の学費が必要であり⁽¹⁸⁶⁾、経済的事情で修学が困難な者にも弁護士になる機会を与えるのが平等の原則に合致する、②法学専門大学院修了者に限定して弁護士試験の受験資格を与えることで、職業選択の自由が侵害

⁽¹⁷⁶⁾ 金・李 前掲注⁽¹⁶⁸⁾, p.20.

⁽¹⁷⁷⁾ 同上, p.23. 第1回（2012年）弁護士試験合格者は1,451名、合格率は87.15%、第2回（2013年）は1,538名、75.17%となっている。楊萬植「韓国のロースクールの状況と卒業後の進路」『専修大学今村法律研究室報』Vol.59, 2013.12, p.19. <http://ir.acc.senshu-u.ac.jp/index.php?active_action=repository_view_main_item_detail&page_id=13&block_id=52&item_id=6058&item_no=1>

⁽¹⁷⁸⁾ 韓国では2013年2月に新政権が発足し、3月には「政府組織法全部改正法律案」が可決・成立して、「教育科学技術部」は「教育部」として再編された。藤原夏人「立法情報 韓国 新政権発足に伴う行政組織の再編」『外国の立法』No.255-2, 2013.5, p.18. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8205979_po_02550208.pdf?contentNo=1>

⁽¹⁷⁹⁾ 鄭宗燮・崔廷任（蔡然琇訳）「韓国の法学専門大学院の現状と課題」『法学教室』No.383, 2012.8, p.141.

⁽¹⁸⁰⁾ 同上, p.142.

⁽¹⁸¹⁾ 同上, pp.145-146.

⁽¹⁸²⁾ 閔 前掲注⁽¹⁷¹⁾, p.79.

⁽¹⁸³⁾ 小野秀誠・朴敬在「法曹養成制度の変革の動向—ドイツ、日本、韓国の新たな試験—」『市民と法』No.76, 2012.8, p.4.

⁽¹⁸⁴⁾ 金・李 前掲注⁽¹⁶⁸⁾, p.17.

⁽¹⁸⁵⁾ 同上, p.25.

され、社会階層間の葛藤が深まり、法曹界に進出する大多数が特権層で構成されることで社会階層が固定化するおそれが高まる、ことなどが説かれる一方、反対論では、①弁護士予備試験は法律知識に対する知的評価のみを行う試験であるため、従来の司法試験と変わるところがなく、試験浪人などの弊害がそのまま現れざるを得ない制度である、②体系的な教育を通じて法曹人を養成するという法学専門大学院の導入趣旨が無視されてしまう、③予備試験導入よりも奨学金支援制度の幅を広げ、社会的弱者への入学機会をさらに付与する方向へ現制度を改善するのが望ましい、などの点が指摘されている⁽¹⁸⁷⁾。韓国では、「家柄や経済力とは関係なく、個人の努力と能力だけ」に依拠し、公正性が確保された旧司法試験制度は、大学入学試験とともに、国民に魅力的であるだけでなく、「政府にとっても、優秀な人材を低コストで選抜するために有用な制度であった」という⁽¹⁸⁸⁾。

また、弁護士試験に関しては、教育を通じた法律家の養成という法学専門大学院制度のモットーにおいて、少数の不適合者を脱落させるための試験であり、「このようなパラダイム的な変化は弁護士試験のすべての側面で貫徹されるべきである」といった指摘や、法学専門大学院教育については、「教育課程や教育方式におい

て実務をもっと重視する方向へと改編すべきであり、弁護士試験の出題類型においても事例解決や実務知識の評価がさらに強化されるべきであろう」といった指摘もある⁽¹⁸⁹⁾。

わが国が参考とすべき点については、武井康年弁護士が、①法科大学院統廃合に向けた適正な入学定員数、圏域ごとの地域適正配置⁽¹⁹⁰⁾、②学生の経済的負担の軽減とともに、③「現時点においては韓国では日本にあるような未修者教育の問題点は見られない」こと、④韓国では予備試験の議論は2013年に始まっており、わが国での予備試験の実施結果を見ながら、どのような議論が展開されるか注目されること、⑤韓国の弁護士試験合格者の研修は6か月と、わが国の司法修習1年より短い、新しい法曹の質の低下の報告等はなく、研修中の中途離脱者もほとんどないこと、⑥韓国では弁護士の職域拡大方策として期待された遵法支援人制度⁽¹⁹¹⁾が、弁護士資格者以外でも可とするよう緩和されたため、期待されたほどの効果は生んでいないが、将来の苗床としての機能は果たしており、わが国でも弁護士が社会で貢献し得ることを、企業の社外役員などのように幅広く法定の制度として導入し、あるいはそれを弁護士会が推奨するというような積極的な活動が必要ではないか、などを指摘している⁽¹⁹²⁾。

⁽¹⁸⁶⁾ 「法学専門大学院に対する国の予算措置ないし経済的支援などの特別な支援はない」という状況下で、「企業が卒業生から寄付を受け、学生の学費に奨学金として支給している。奨学金は給付型であり、相当の比率の学生が奨学金を受けている」とされる。三澤 前掲注⁽¹⁷⁴⁾, pp.6-7. 2013年の全国25大学の年間平均登録金(授業料その他)は、15,310,640ウォン(約150万円)、最高20,840,000ウォン、最低9,650,000ウォン、全額奨学金の受給比率は37.1%となっている。楊 前掲注⁽¹⁷⁷⁾, p.17.

⁽¹⁸⁷⁾ 金・李 前掲注⁽¹⁶⁸⁾, p.25. 大韓弁護士協会とソウル地方弁護士会の新会長が、この弁護士予備試験制度の導入を主張しているという。同, p.17.

⁽¹⁸⁸⁾ 朴炫貞「情報統計室レポート(第3回) 新旧対比でみる韓国法曹養成制度一隣国の法曹養成動向から読み取るべきもの一」『自由と正義』65(2), 2014.2, p.92.

⁽¹⁸⁹⁾ 小野・朴 前掲注⁽¹⁸³⁾, p.10.

⁽¹⁹⁰⁾ 韓国の法学専門大学院は、全国25の大学に設置されているが、内訳は、首都圏に国公立3校、私立12校の15校、地方圏に国公立7校、私立3校の10校となっている。金・李 前掲注⁽¹⁶⁸⁾, p.20.

⁽¹⁹¹⁾ 「遵法支援人」は、企業内での違法を監視・統制する役割を担っており、「資格要件として、当初は、弁護士資格を持つ者、又は法律学の助教授を5年以上務めた者であることが要求されたが、人件費の負担が増えるという理由で反発を招いた結果、法学修士を持つ者であれば上場企業の法務室・法務関連部署で5年以上の勤務経験、または学士を持たなくても上場会社の法務室・法務関連部署で10年以上の勤務経験を有すればよいものと要件が緩和された」という。武井康年「韓国の法曹養成制度」『自由と正義』64(12), 2013.12, pp.94-95.

V 課題への取組みの視点

法科大学院が置かれた現状と抱える問題を踏まえて、その課題解決の方向を探る際に必要な視点には、司法改革における法曹養成のあり方と専門職大学院としての法科大学院に求められる法曹養成教育のあり方の二つがある。

司法改革における法曹養成の視点からは、まず、法科大学院を法曹養成の中心に据える以上、その教育の成果をみるための司法試験のあり方が追求されなければならない。司法試験を資格試験とする考え方を採用した場合には、その合格者数の適正規模とともに、法科大学院の入学定員の適正化並びに入学者選抜及び修了認定の厳格性が求められることになる。法科大学院修了を司法試験の受験資格としないとする考え方を採った場合には、現在のプロセスとしての法曹養成の考え方を崩すことになるが、法科大学院が司法試験合格のための教育も含め、魅力ある法曹教育を行い、学生を獲得することができ、それが基本的な法曹養成のあり方として社会に許容されるならば、制度の抜本的見直しの検討につながる可能性はあろう。当面の課題としては、予備試験の考え方の整理及びその受験資格の再検討が急がれる。また、今日の社会が求める新しい法曹の養成や弁護士の職域拡大が期待される中で、法科大学院教育がこうした面でどのような特色を出せるかが注目されるが、それだけでなく、国や地方自治体が、現実の社会が必要とする法曹の役割や新たな法曹需要を的確に把握し、その活動のための条件整備をいかに進めていくことができるかという点も看過し得ないであろう。さらに、司法修習のあり方の問題は、法科大学院と大学法学部の役割分担を含め、法曹実務教育をどの機関がどれだけ担うのか、また、そのための実務家教員の確保や養成をどのように行っていくのかといった課題

とともに、検討される必要がある。

一方、専門職大学院としての法科大学院に求められる法曹養成教育の視点からは、まず、各法科大学院における特色ある法学教育実施の課題を踏まえて、例えば企業法務や国際弁護士等に重点を置いたカリキュラム編成で特色を出すだけでなく、法務博士という専門職学位の社会的認知を見据えた専門職養成にも留意する必要がある。また、高等教育としての専門職大学院の視点からは、法科大学院と大学法学部との関係の問題があり、法科大学院を維持・発展させるという前提に立つならば、法科大学院を設置した大学では法学部をなくすことや、法科大学院と法学部の役割分担を明確にして両者を併存させることなどが議論されるが、その際、これまで指摘されてきたように、法学部が法曹養成に果たしてきた役割、法学部出身者が法曹以外の職業に就いて法化社会を支えている現状などを踏まえたうえでの検討が不可欠となる。さらに、高等教育機関としての法科大学院に求められる機能として、法学研究者の養成がある。現状における法学研究者養成の危機が叫ばれる中で、法科大学院の専任教員の確保・養成とともに、法学研究と法学教育を担うことのできる研究者の養成が急務となる。

おわりに

法科大学院をめぐる諸問題は、法曹養成制度のあり方や法科大学院の高等教育における位置付けなどから、制度の見直しを含めた検討を迫る一方で、制度運営の現状を踏まえて、法科大学院に託された新しい時代の法曹養成に応え得る役割を改めて検討していくことも求めている。わが国の新しい法曹養成の中核として位置付けられた法科大学院に、今日と明日の社会が求める法曹の育成が期待されているとするならば、多様な人材を確保する観点からも、開かれ

(192) 同上, pp.96-97.

た法科大学院として、法科大学院に学ぶ者への奨学制度の拡充をはじめとした経済的支援が欠かせない。同時に、各法科大学院には、改めて独自性と特色のある法学教育の取組みの推進が求められる。それは、法曹養成に必要な理論と実務を基本としながらも、これまで法曹が担ってきた役割と業務の範囲を広げたり、深めたりすることを要請するであろう。そして、法科大学院問題が法科大学院だけの問題ではない以上、法科大学院が養成する法曹、とりわけその中心となる弁護士に関しては、弁護士の需要をめぐる問題の検討が急がれよう。社会のニーズに応え得る弁護士の育成の観点からも、弁護士需要の実態調査が必要であり、また、弁護士の新たな分野の需要への対応や進出は、国や地方自治体における業務遂行のあり方の再検討も求めることになろう。さらに、法曹養成では弁護士に焦点が当てられるが、これまであまり議論がなされてこなかった裁判官、検察官の養成の

問題についても、改めて注目していく必要があるであろう。

平成 26 年 5 月 28 日、司法試験科目の適正化及び法科大学院教育と司法試験の有機的連携を図るため、「司法試験法の一部を改正する法律案」が成立し（公布日は平成 26 年 6 月 4 日（法律第 52 号））、平成 27 年度の司法試験から、短答式試験の科目が憲法、民法及び刑法の 3 科目となり、法科大学院修了後 5 年以内に 3 回までとされた受験回数制限が廃止される。司法試験に関わる課題の一つが改善されるが、法科大学院のあり方に関わる司法試験、予備試験、司法修習などの短期的な改善だけをとっていても課題は多く、その検討には相当の時間がかかるであろう。新しい法曹養成の考え方が掲げる国民のための司法の理念を踏まえて、丁寧な議論が求められる。

（えざわ かずお）

表1 日本、韓国及び米国の「ロースクール」

	日本 (法科大学院)	韓国 (法学専門大学院)	米国 (ロースクール)
◆ロースクール	<ul style="list-style-type: none"> 入学者の3割以上を非法学部出身者や実務経験者とするよう努める 志願者すべてが「法科大学院適性試験」を受ける 各法科大学院で入学者選抜 法科大学院志願者数(入学者数) <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度 7万2800人 (5,767人) ・平成26年度 1万1450人 (2,272人) 73校(国公立25,私立48) 2万70人(平成24年度) 3年以上在学、93単位以上取得。法学の基礎を学んだ法学科既修者は1年以下・30単位以下の短縮が可能(法学科既修者2年) 修了すると「法務博士(専門職)」の学位を取得 ⇒ 表2参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・修士学位のある者(予定者含む) ・法学適性試験(Legal Education Eligibility Test: LEET) (言語理解、推理論議、論法) ・英語の成績(TOEIC, TOEFL, TEPS) 法学適性試験受験者数(出願者数) <ul style="list-style-type: none"> ・2008年10,960人 ・2013年9,126人 ・25校、定員(1学年)2,000人 ・3年 ・法学士は学部で取得した15単位を履修単位に算入可 ・専門修士学位 ・年間登録金(授業料その他)15,310,640ウォン(2013年全国25大学平均) ・奨学金は各大学が用意する ・年間全額奨学金の受給者の比率は37.1%(2013年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・受験者にLSAT (Law School Admission Test) を課す LSAT 受験者数 <ul style="list-style-type: none"> ・2008~2009年 15万1998人 ・2012~2013年 11万2515人 ・203校(公立84,私立119)(ABA認定,2014年) ・15万113人(2012~2013年度) ・大学院部でのリベラルアーツ教育修了後に、ロースクールで3年間の法学教育 ・卒業により「Juris Doctor : JD」の資格を得る ・私立4万732ドル、公立(州内在住者)2万1532ドル、公立(州外在住者)3万3056ドル ・連邦政府からの給付型奨学金(Fell Grant など)、連邦直接学生ローンプログラム(Federal Direct Student Loan Program)、連邦直接プログラム(Federal Direct Graduate PLUS Loan) ・州レベルの奨学金 ・ロースクールの奨学金 ・民間による貸付け ・ローンの返済免除・奨助プログラム(「連邦公務員ローン免除プログラム」)、ロースクールの返済奨助プログラム) ・1年次必修は、基本科目5科目(契約法、財産法、民法、不法行為法、民事訴訟法、刑事法)、1立法と規則、比較法又は国際法に関する5科目から1科目選択、「案件解決ワークショップ」。 ・2,3年次必修は、法曹倫理、リサーチナーバー、プロ・ボノ活動(40時間以上)。 ※ハーバード大学・ロースクールの事例 ・ソクラーティッド・メソッドを多く利用 ○認定、認証評価 ・米国法曹協会(ABA)
◆教育内容・カリキュラム事例等	<ul style="list-style-type: none"> ・法律基本科目群(公法系、民事系、刑事系) ・実務基礎科目群(法曹倫理、法情報調査、論文書作成、模擬裁判) ・基礎法学・隣接科目群(基礎法学、外国法、政治学、法と経済学) ・展開・先端科目群(労働法、税法、知的財産法、環境法) 	<ul style="list-style-type: none"> ・必修実務科目(法曹倫理、法律情報調査、論文書作成、模擬裁判、実習課程の各科目) ・実務修習(裁判所、検察、法律事務所、企業体などの外部機関と連携) ・外国語講座(20科目以上) ・各校は、無料法律相談、実際の事件処理への参加、社会貢献の機会のためにより「ガル・クリニク」を運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年次必修は、基本科目5科目(契約法、財産法、民法、不法行為法、民事訴訟法、刑事法)、1立法と規則、比較法又は国際法に関する5科目から1科目選択、「案件解決ワークショップ」。 ・2,3年次必修は、法曹倫理、リサーチナーバー、プロ・ボノ活動(40時間以上)。 ※ハーバード大学・ロースクールの事例 ・ソクラーティッド・メソッドを多く利用 ○認定、認証評価 ・米国法曹協会(ABA)
◆設置認可、認証評価	<ul style="list-style-type: none"> ○設置認可 ・大学設置・学校法人審議会 ・独立した研究科、法学研究科の一専攻などとして設置 ○認証評価 ・「大学評価・学位授与機構」、「日本連立法務研究財団」が5年以内ごとに認証評価 ・法学部を存置 	<ul style="list-style-type: none"> ○設置認可 ・「法学教育委員会」の審査を経て、教育科学技術審判長官が設置を認可 ○評価 ・「法学専門大学院評価委員会」が5年ごとに運営・成果を評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○認定、認証評価 ・米国法曹協会(ABA)
◆法学部との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・法学専門大学院が設置された大学校では学部レベルの法学部の教育を廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・法学専門大学院が設置された大学校では学部レベルの法学部の教育を廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・法学部に相当する教育課程はない
◆ロースクール卒業生が抱える借金	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・公立8万4600ドル、私立12万2158ドル(借入額の平均。2011~2012年度) ・各州が司法試験を実施し、各州の最高裁判所が州の司法試験合格者に弁護士免許を付与 ・資格試験としての司法試験 ・司法試験の受験資格は、ロースクール修了を要件とするのが原則 ※カリフォルニア州、ニューヨーク州等7州で例外あり
◆司法修習、弁護士研修	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間の司法修習 ・6か月間の弁護士研修 ・裁判研究員は2年、検事教育は1年の実務教育 ・弁護士試験合格者1,538人(2013年)のうち、裁判研究員50人、検事37人、6大法律事務所77人、その他1,1374人(その他の法律事務所又は公・私企業就職、開業) 	<ul style="list-style-type: none"> ・6か月間の弁護士研修 ・裁判研究員は2年、検事教育は1年の実務教育 ・弁護士試験合格者1,538人(2013年)のうち、裁判研究員50人、検事37人、6大法律事務所77人、その他1,1374人(その他の法律事務所又は公・私企業就職、開業) 	<ul style="list-style-type: none"> —
◆ロースクール卒業生・司法試験合格者の進路	<ul style="list-style-type: none"> ・66期司法修習修了者2,034人(うち、判事補採用者96人、検事採用者81人、弁護士登録者1,566人(うち、事務所所属1,467人、企業内弁護士46人)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・66期司法修習修了者2,034人(うち、判事補採用者96人、検事採用者81人、弁護士登録者1,566人(うち、事務所所属1,467人、企業内弁護士46人)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロースクール卒業生全体の就職率 ・2007年91.9%、2011年85.6% ・ロースクール卒業生のうち、法曹資格が要求される職に就いた者の割合 ・2007年76.9%、2011年65.4%

(注)「司法試験法の一部を改正する法律」(平成26年法律第52号)により、3回の受験期間がなくなり、短答式試験の受験科目が、憲法、民法及び刑法の3科目に減らされた。平成27年度の司法試験から適用され、これまでに3回不合格となった者でも法科大学院修了後5年以内であれば再受験が可能となる。

(出典) 以下の資料・情報に基づき筆者作成。(日本)「志願者数・入学者数等の推移(平成16年度~平成26年度)」(中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会(第61回)(平成26年5月8日)「資料2-1」)<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyoku4012/siryu_tsf/files/attachfile/2014/05/15/1347725_1.pdf>; 文部科学省専門職大学院院室「専門職大学院制度の概要—Professional Graduate School—」(平成25年7月)<http://www.mext.go.jp/a_menu/outout/somonshoku/attachfile/2014/05/15/1347725_1.pdf>; 文部科学省専門職大学院院室「専門職大学院制度の概要—Professional Graduate School—」(平成25年7月)<http://www.mext.go.jp/a_menu/outout/somonshoku/attachfile/2014/05/15/1347725_1.pdf>; 「66期司法修習修了者の就職状況調査」ジュリナビ,2014.2.21.<<http://www.jurimv.com/youtaku/shunshoku/40209.php>>; (韓国) 楊萬福「韓国のロースクールの状況と卒業後の進路」『専修大学今村法律研究家報』Vol.59,2013.12,pp.11-22.<http://ir.ace.senshu-u.ac.jp/index.php?action=repository.view_main_item_detail&page_id=6058&item_no=1>; 武井康年「韓国の法曹養成制度」『自由と正義』64(2013.12),pp.90-97; 鄭廷賢・崔廷任(蔡炎燮訳)「韓国の法科大学院の現状と課題」『法学教室』No.383,2012.8,pp.141-146; 磯村保夫ほか「パネル・ディスカッション」(日韓共同シンポジウム「司法法制度の現状と今後の法曹養成制度」の現状と問題点—日本の法曹養成制度の現状との比較において—)「司法法制度シンポジウム」No.133,2013.6,pp.30-40; Enrollment and Degrees Awarded 1963-2012 Academic Years, Section of Legal Education and Admissions to the Bar, ABA.<http://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/legal_education_and_admissions_to_the_bar/statistics/enrollment_degrees_awarded_authcheckdam.pdf>; Law, ABA.<http://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/legal_education_and_admissions_to_the_bar/statistics/legal_education_and_admissions_to_the_bar/statistics/avg_amt_bwd_authcheckdam.pdf>;

表2 国・公・私立の法科大学院の授業料等（事例）

	入学定員・募集人員等	入学料・授業料	入学料・授業料免除、奨学金	法学教育の特色等
(国立) ◆東京大学法科大学院 (法学政治学研究所)	入学定員 240名 (未修75名、既修165名) 入学者 232名 (未修68名、既修164名) ※平成25年度	入学料 282,000円 授業料 前期 402,000円 年額 804,000円	・入学料・授業料免除 入学料全額免除0名 半額免除24名 前期授業料全額免除0名 半額免除73名 後期授業料全額免除0名 半額免除73名 ※平成25年度 ・奨学金制度 東京大学法科大学院奨学金制度 (法律事務所による基金拠出に基づく奨学金制度) 給与制 月額8万円 ※平成26年度 受給奨学生20名 日本学生支援機構の奨学金制度 第1種(無利子)160名 第2種(有利子)58名 ※平成25年度	・法律家としての基幹能力の育成 ・国際的問題への対応能力の育成 ・多様な人材の育成
(公立) ◆首都大学東京法科大学院 (社会科学研究所法曹養成専攻)	募集人員 3年履修課程 10名 2年履修課程 42名 入学者 3年履修課程 5名 2年履修課程 45名	入学料 都在住者 141,000円 その他 282,000円 授業料 663,000円 (年額)	・大学院研究支援奨学金制度 ・日本学生支援機構奨学金制度 第1種(無利子)：月額50,000円又は88,000円) 第2種(有利子)：月額50,000円又は220,000円) 入学時特別増額貸与(100,000～500,000円) ・本学部卒業者は入学金半額免除 ・奨学金制度 第一種特別給付奨学金 学費相当額(年間170万円) 当該年度20人上限 第二種特別給付奨学金 学費相当額の半額(年間85万円) 当該年度150人上限	・大都市の抱える複雑な問題を解決する能力を有する法曹の養成 ・巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法学的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹の養成 ・幅広い知識、適切な問題解決能力、豊かな人間性、高い倫理観を持ったタフな法曹 ・養成する法曹像は、市民生活密着型ホーム・ローヤー、ビジネス・ローヤー、渉外・国際関係法ローヤー、先端科学技術ローヤー、公共政策ローヤー、刑事法ローヤー
(私立) ◆中央大学法科大学院 (法務研究科法務専攻)	募集人員 法学既修者(2年コース) 200名 法学未修者(3年コース) 70名 計 270名	入学金 300,000円 在学料 (年額)1,400,000円 施設設備費 300,000円	・本学部卒業生は入学金を返金 ・在学する全院生に年額30万円の奨学金を給付(前年度の成績が一定水準に達していない場合は支給を停止) ・入学試験成績による学費全額免除制度あり(各年度で未修者5名、既修者10名を選抜)	・「法の支配」を原理とし、日本の社会経済をリードするため、広い意味での「ビジネス」に関わる法律実務を担う法曹の養成
(私立) ◆甲南大学法科大学院 (法学研究科法務専攻)	入学定員 26名 募集人員 法学既修者コース 14名 法学未修者コース 12名	入学金 150,000円 授業料 1年次 550,000円 2・3年次 700,000円 施設設備費 200,000円		

(出典) 「法科大学院概要」東京大学法学部・大学院法学政治学研究所 HP <<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/in/fy/s/nyugaku/syukai/gaiyou.html#9>>; 首都大学東京法科大学院 HP <<http://www.comp.tmu.ac.jp/law/ls/index.html>>; 中央大学ローカール HP <http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/>; 「法科大学院概要」甲南大学法科大学院 HP <<http://lawschool-konan.jp/profile/index.html>> からの情報を基に筆者作成。

表3 法科大学院をめぐる最近の主な動き

	事 項	内容等
平成 13 (2001) 年 6 月	司法制度改革審議会意見書	・ 21 世紀の日本を支える司法制度
平成 14 (2002) 年 3 月	政府、「司法制度改革推進計画」閣議決定	・ 国民の期待に応える司法制度の構築 ・ 司法制度を支える体制の充実強化 ・ 司法制度の国民的基盤の確立
11 月	法科大学院関連 4 法成立（「学校教育法の一部を改正する法律」、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」、「司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律」、「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」）	・ 「専門職大学院」制度創設 ・ 法曹養成のための「法科大学院」
平成 16 (2004) 年 4 月	法科大学院開設	・ 68 校。平成 17 年に 6 校加わる
10 月	大学評価・学位授与機構「法科大学院評価基準要綱」	・ 評価の目的・性格、評価基準、評価方法
平成 19 (2007) 年 5 月	法科大学院協会、文部科学省及び法曹三者（最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会）による協議会を設置	・ 法科大学院の教育の充実 ・ 法科大学院の教育、司法試験及び司法修習の有機的連携
平成 21 (2009) 年 4 月	中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」	・ 入学者の質と多様性の確保 ・ 修了者の質の保証 ・ 教育体制の充実 ・ 質を重視した評価システムの構築 ・ すべての法科大学院における共通的な到達目標の策定
平成 22 (2010) 年 7 月	法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム「検討結果（とりまとめ）」※法務省	・ 法科大学院、新司法試験、新司法修習の問題点・論点 ・ 改善方策の選択肢 ・ 検討体制（フォーラム）設置 ・ 国民に開かれた議論
9 月	文部科学省「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて」	・ 深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するための公的支援の在り方の見直し
	大学評価・学位授与機構「法科大学院評価基準」改定	・ 適格認定における総合判断の採用 ・ 重点基準の設定 ・ 法律基本科目の量的・質的充実
11 月	「裁判所法の一部を改正する法律」成立	・ 平成 23 年 10 月 31 日までの間、司法修習生に給与支給
12 月	法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会『法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会報告書』※総務省	・ 法科大学院制度の理念と現在の状況との対比、指摘事項
平成 24 (2012) 年 5 月	法曹の養成に関するフォーラム「法曹の養成に関するフォーラム 論点整理（取りまとめ）」※法務省	・ 法曹有資格者の活動領域の在り方 ・ 今後の法曹人口の在り方 ・ 法曹養成制度の在り方
7 月	中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」	・ 法科大学院の優れた点を評価 ・ 法科大学院が法曹養成制度の中核的機関としての責務を果たす ・ 社会全体から確固たる信頼を得よう努める
平成 25 (2013) 年 6 月	法曹養成制度検討会議「法曹養成制度検討会議取りまとめ」※法務省	・ 法曹有資格者の活動領域の在り方 ・ 今後の法曹人口の在り方 ・ 法曹養成制度の在り方 ・ 今後の法曹養成制度についての検討体制の在り方
7 月	法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」	・ 2 年以内での課題の検討 ・ 有識者会議の設置、法曹資格者の活動領域の拡大 ・ 司法試験合格者数の数値目標立てず ・ 司法試験受験回数制限緩和 ・ 法曹養成課程における経済的支援
9 月	法曹養成制度改革推進会議発足	・ 法曹養成制度改革を総合的かつ強力に実行するためのもの ・ 議長は内閣官房長官
	中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院における組織見直しの更なる促進方策の強化について（提言）」	・ 検討の必要性 ・ 公的支援の見直し強化策
11 月	文部科学省「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」	・ 多様な指標に基づく補助金基礎額設定 ・ 優れた取組みを評価
平成 26 (2014) 年 4 月	法曹養成制度改革推進会議決定「法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について」	・ 組織見直しの成果が低い法科大学院への教員派遣を行わない

（出典） 筆者作成。

表 4 日本の法科大学院と韓国の法学専門大学院が抱える課題

	法科大学院 (日本)	法学専門大学院 (韓国)
◆従来の制度の問題点	<p>○司法試験の合格者数の厳しい制限により、行き過ぎた受験競争を招いた</p> <p>○法曹となる者の能力・資質の偏りが憂慮された事態を招いた</p> <p>○弁護士が都市部に偏在し、法的解決の機会を奪われた地域が生じた</p> <p>○法曹の職域が限定され、国民の多様なニーズに応えられない状況をもたらした</p> <p>○裁判が長期化し、裁判外での不正な紛争解決が増加したり、権利が実現されななどの弊害が生じた</p>	<p>○司法試験中心の法曹養成システムの下の法学教育の閉鎖性、専門的人材養成の不十分性</p> <p>○理論教育(法学部)と実務教育(司法研修院)の二元化、司法試験合格者人数の限定による司法試験浪人の発生、弁護士受任料の高額性、暗記中心の試験対策による法曹としての専門性の欠如、訟務中心の業務による職域拡大の限界</p> <p>○法律市場の開放とグローバル化など、法曹社会環境の変化に伴う新しい需要に法曹界が適切に対応できなくなり、既存の制度を改革すべきだという共通認識が形成された</p>
◆新制度の考え方	<p>○司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備</p> <p>○国民の多様なニーズに応えるべく法的サービスの拡充を図るために、質量ともに豊かな法曹を確保する必要がある。その実現のために適切な法曹養成制度の構築を目指す</p> <p>○法科大学院は、非法学部出身者や社会人に開かれた入学試験を実施することで、多様な人材を法曹に育てる</p>	<p>○試験による「選抜」体制から、学部で多様な分野を専攻した者を対象とした体系的な教育による法曹「養成」体制への転換</p> <p>○25の法学専門大学院はそれぞれに特性化した教育を行い、育成される法曹の職域が新しい分野へ拡大し、弁護士の数の増加と相まって、弁護士受任料の適正化と良質な法的サービスの提供を期待</p> <p>○法律市場の対外的開放を控え、法曹の国際的競争力強化を目指す</p>
◆課題	<p>○法科大学院の修了者数と司法試験合格者数の不均衡をめぐるとの問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院志願者の減少と優秀な人材を法曹に確保することの困難性 ・司法試験合格者の低減と受験競争の再燃 ・旧来の司法試験の弊害の再来を招くことで、法科大学院生の視野を狭め、法曹の職域拡大を図るという司法制度改革の目的も阻害 <p>○法科大学院の数、定員と修了者数の過剰</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定よりも多くの法科大学院が発足し、入学定員が過剰になった ・法科大学院間の格差が顕著になってきている <p>○法科大学院の進級要件、修了要件の厳格化の必要性</p> <p>○司法試験合格者数の低減</p> <p>○法科大学院修了者を司法試験の受験資格とすることと予備試験実施の是非</p> <p>○予備試験の受験資格制限のあり方</p>	<p>○実務教育の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理論教育と実務教育の適切な配分 ・科目間の融合教育の必要性(複数の法領域にまたがる融合科目の新設、授業方法の開発) ・実務教育の充実 <p>実務家教員採用における弁護士と法科大学院教員との経済的待遇格差の克服、実務家教員に対する実務知識の再教育、実務教育のための予算確保</p> <p>○弁護士資格試験と法学専門大学院教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院の教育課程で習得した知識を確認できるような弁護士資格試験にする必要性 ・記録型の試験の改善、選択科目試験の科目調整の必要性 ○教員養成問題 ・法律学教授となる人材をどのように養成するか ・研究者人材の確保 ○法曹有資格者の進路 <p>○奨学金支援制度の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「特許化」カリキュラム(幅広い分野への集中的投資) ○教育課程における教育の質保障のための「学事管理厳正化」(相対評価による成績評価)
◆改善策	<p>○法科大学院で学ぶ学生に対する奨学金等の支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法科大学院における教育の質の確保 ・法律基本科目の充実 ・現代社会が法曹に求める知識・能力の涵養 ○法科大学院間の格差の解消 <p>○司法試験の短答式試験の比重の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○司法試験予備試験の慎重な運用 ○司法修習生への経済的支援の強化 ○法曹の職域拡大の推進と企業、官庁、地方自治体などにおける新たな業務の開拓 ○国際的舞臺で活躍できる法曹の養成 ○法曹に対する社会的認知や法曹の社会的地位の向上 ○国民の司法へのアクセスのさらなる支援、法曹の職域拡大の一層の推進、弁護士の勤務態勢や新人弁護士の育成体制の見直し・強化 	<p>○弁護士予備試験制度導入の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○弁護士の職域拡大策 ・大韓弁護士協会の対策は、①企業における違法支援人の設置対象企業範囲の拡大、②ソウル国際仲裁センターによる国際仲裁業務の開拓、③弁護士ゼロ地域への「開弁」制度の創設、④小規模民事事件での国選による「弁護士必須制度」の創設
◆法曹養成に関わる改善の方向性		

(出典)「専門職大学院 法科大学院」文部科学省 HP <http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka.htm>;「司法試験予備試験の概要」法務省 HP <<http://www.moj.go.jp/content/000116569.pdf>>; 村中孝史「日本の法科大学院の現状と課題」『法学教室』No.383, 2012.8, pp.136-140; 後藤昭「専門職大学院と大学」法科大学院「法科大学院の現状と課題」『ロースクール研究』No.17, 2011.5, pp.63-73; 鄭宗燁・崔廷任(蔡然瑋訳)「韓国の法学専門大学院の現状と課題」『法学教室』pp.85-102; 青山善充「司法制度改革審議会意見書から見た法科大学院の現状と課題」『ロースクール研究』No.17, 2011.5, pp.63-73; 鄭宗燁・崔廷任(蔡然瑋訳)「韓国の法学専門大学院の現状と課題」『法学教室』No.383, 2012.8, pp.141-146; 磯村保ほか「パネル・ディスカッション」(日韓共同シンポジウム ロー・スクールの成長と課題)『法学教室』No.383, 2012.8, pp.147-157の記述を基に筆者作成。